

IIJmioサービス契約約款

平成31年3月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

IIJmioサービス契約約款

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第4条 サービスの種類	3
第5条 サービスの提供区域	15
第6条 契約者	15
第7条 契約の単位	15
第8条 権利の譲渡制限等	16
第9条 ID及びパスワード	16
第2章 申込及び承諾等	16
第10条 申込	16
第11条 申込の承諾等	16
第12条 サービス利用の要件等	17
第3章 契約事項の変更等	17
第13条 サービス内容の変更	17
第14条 契約者の名称の変更等	17
第15条 個人の契約上の地位の引継	17
第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	17
第16条 利用の制限	17
第17条 利用の中止	17
第18条 利用の停止等	18
第19条 サービスの廃止	18
第5章 契約の解除	18
第20条 当社の解除	18
第21条 契約者の解除	18
第6章 料金等	19
第22条 契約者の支払義務	19
第23条 初期費用の額	19
第24条 月額料金の額	19
第25条 料金の調定	19
第26条 利用不能の場合における料金の調定	19
第27条 料金等の請求方法	20
第28条 料金等の支払方法	20
第29条 割増金	20
第30条 遅延損害金	20
第31条 割増金等の支払方法	20
第32条 消費税	20
第33条 別紙の優先	20
第7章 個人情報	20
第34条 個人情報保護	20
第8章 雑則	21
第35条 第三者の責による利用不能	21
第36条 保証及び責任の限定	21
第37条 サイバー攻撃への対処	21
第38条 当社の装置維持基準	21
第39条 サービスの種類毎の定め等	21
第40条 専属的合意管轄裁判所	22
附則	22
別紙1 IIJmio DSL/SFサービスにおいて定める事項	34
別紙2 IIJmioセキュアメールサービスにおいて定める事項	34

別紙3 IIJmio FiberAccess/SFサービスにおいて定める事項	35
別紙4 IIJmio DSL/DFサービスにおいて定める事項	36
別紙5 IIJmio FiberAccess/NFサービスにおいて定める事項	37
別紙6 IIJmio FiberAccess/DFサービスにおいて定める事項	38
別紙7 IIJmio FiberAccess/DCサービスにおいて定める事項	39
別紙8 IIJmioモバイルサービスにおいて定める事項	39
別紙9 IIJmioひかりにおいて定める事項	53
別紙10 IIJmioサプライサービス（賃借）において定める事項	83
別紙11 IIJmioサプライサービス（購入）において定める事項	85
別紙12 IIJmioモバイルプラスサービスにおいて定める事項	87
別紙13 IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）において定める事項	93
別紙14 IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）において定める事項	96
別紙15 通信販売サービスにおいて定める事項	98
別紙16 モバイルオプションにおいて定める事項	99
別紙17 IIJmioアシストオプションにおいて定める事項	103
別紙18 IIJmio海外トラベルSIMサービス	104
別紙19 割引金額の適用	105

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、IIJmioサービスに関する契約約款を定め、これによりIIJmioサービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IIJmioサービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
IIJmioサービス契約	IIJmioサービスの利用に関する契約
契約者	IIJmioサービスの契約者
利用者	契約者の同意と責任のもとに、IIJmioサービスを利用する個人
mioID	当社がIIJmioサービスの利用に関し契約者に対して付与するIDであって、すべての種類のIIJmioサービスに共通のもの
mioパスワード	当社がIIJmioサービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、すべての種類のIIJmioサービスに共通のもの
個別ID	当社が一の種類のIIJmioサービス毎に契約者に付与するID
個別パスワード	当社が一の種類のIIJmioサービス毎に契約者に付与するパスワード
最低利用期間	当社がIIJmioサービスの種類毎に定める最低利用期間であって、当該IIJmioサービスの課金開始日をその起算日とするもの
課金開始日	IIJmioサービス利用の申込を当社が承諾した後当社が契約者に課金開始日として通知する日
オンラインサインアップ	オンラインの端末を使用して行うIIJmioサービス利用の申込
IPv4アドレス	インターネットプロトコルバージョン4(IPv4)として定められている32bitのアドレス
IPv6アドレス	インターネットプロトコルバージョン6(IPv6)として定められている128bitのアドレス
IPアドレス	IPv4アドレス及びIPv6アドレスの総称

第4条 (サービスの種類)

IIJmioサービスには、次の種類があります。

種類	内容
IIJmio DSL/SFサービス	東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。NTT東日本及びNTT西日本の両社を併せて「NTT」といいます。）が提供する「フレッツ・ADSL」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、静的にインターネットネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス
IIJmioセーフティメールサービス	当社に設置されているメールサーバにより、電子メール受発信時のウイルス検出・駆除、迷惑メールフィルタ等の付加機能を伴う電子メール受発信機能を提供する、当社が定める仕様のサービス
IIJmio FiberAccess/SFサー	NTTが提供する「Bフレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」（当社が指定す

ビス

る区域に係るものに限ります。) 又は「フレッツ 光ライト」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、静的に又は「フレッツ 光ネクスト」若しくは「フレッツ 光ライト」においてIPv6アドレスを使用する場合においては、当社が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づき、インターネットネットワークアドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービスであって、次のタイプに区分されるもの。

タイプ	対応するNTT提供回線	
	NTT東日本	NTT西日本
フレッツ 光/ファミ リリー・ マンショ ンタイプ	Bフレッツ/ニューファミ リリータイプ Bフレッツ/マンション タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガファミリー・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガマンション・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス	Bフレッツ/ファミリー 100タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ネクスト/ マンション・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ
フレッツ 光/ベー シックタ イプ	Bフレッツ/ベーシック タイプ フレッツ 光ネクスト/ プライオ1	Bフレッツ/ベーシック タイプ

IIJmio DSL/DFサービス

NTTが提供する「フレッツ・ADSL」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、動的にインターネットネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス

IIJmio FiberAccess/NFサービス

NTTが提供する「フレッツ 光ネクスト」(当社が指定する区域に係るものに限ります。) 又は「フレッツ 光ライト」の利用者に対して、イン

ターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、IPv6アドレスを使用する場合においてはIPv6アドレスの割当を行う事業者が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づき、又はIPv4アドレスを使用する場合においては動的に、インターネットネットワークアドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービスであって、次のタイプに区分されるもの。

対応するNTT提供回線	
NTT東日本	NTT西日本
フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ
フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ
フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ
フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ	フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ
フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ	フレッツ 光ネクスト/ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼
フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガラインタイプ	フレッツ 光ネクスト/マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼
フレッツ 光ネクスト/マンション・ギガラインタイプ	フレッツ 光ライト/ファミリータイプ
フレッツ 光ライト/ファミリータイプ	フレッツ 光ライト/マンションタイプ
フレッツ 光ライト/マンションタイプ	フレッツ 光ライトプラス
フレッツ 光ライトプラス	

IIJmio FiberAccess/DFサービス

NTTが提供する「Bフレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」（当社が指定する区域に係るものに限ります。）又は「フレッツ 光ライト」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、動的に又は「フレッツ 光ネクスト」若しくは「フレッツ 光ライト」においてIPv6アドレスを使用する場合においては、当社が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づき、インターネットネットワークアドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービスであって、次のタイプに区分されるもの。

タイプ	対応するNTT提供回線	
	NTT東日本	NTT西日本

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="655 188 810 1301"> フレッツ 光/ファミ リリー・マ ンション タイプ </td> <td data-bbox="810 188 1118 1301"> Bフレッツ/ニューファミ リリータイプ Bフレッツ/マンション タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガファミリー・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガマンション・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス </td> <td data-bbox="1118 188 1428 1301"> Bフレッツ/ファミリー 100タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ネクスト/ マンション・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス </td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1301 810 1451"> フレッツ 光/ベー シックタ イプ </td> <td data-bbox="810 1301 1118 1451"> Bフレッツ/ベーシック タイプ フレッツ 光ネクスト/ プライオ1 </td> <td data-bbox="1118 1301 1428 1451"> Bフレッツ/ベーシック タイプ </td> </tr> </table>	フレッツ 光/ファミ リリー・マ ンション タイプ	Bフレッツ/ニューファミ リリータイプ Bフレッツ/マンション タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガファミリー・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガマンション・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス	Bフレッツ/ファミリー 100タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ネクスト/ マンション・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス	フレッツ 光/ベー シックタ イプ	Bフレッツ/ベーシック タイプ フレッツ 光ネクスト/ プライオ1	Bフレッツ/ベーシック タイプ
フレッツ 光/ファミ リリー・マ ンション タイプ	Bフレッツ/ニューファミ リリータイプ Bフレッツ/マンション タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガファミリー・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ギガマンション・スマ ートタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ギガライ ンタイプ フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス	Bフレッツ/ファミリー 100タイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ マンション・ハイスピ ードタイプ フレッツ 光ネクスト/ ファミリー・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ネクスト/ マンション・スーパー ハイスピードタイプ 隼 フレッツ 光ライト/フ ァミリータイプ フレッツ 光ライト/マ ンションタイプ フレッツ 光ライトプ ラス					
フレッツ 光/ベー シックタ イプ	Bフレッツ/ベーシック タイプ フレッツ 光ネクスト/ プライオ1	Bフレッツ/ベーシック タイプ					
IIJmio FiberAccess/DCサー ビス	中部テレコミュニケーション株式会社が提供する「光ネットアクセスサービス（コムファ光ネット プロバイダ選択型）」（以下「コムファ光」とします。）の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、動的にインターネットネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス						
IIJmioモバイルサービス	株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式若しくはDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網、又は、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）が提供するSC-FDMA方式若しくはOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。SIMカードが所属する料金プランの単位を「料金グループ」といいます。 <table border="1" data-bbox="655 1921 1428 1966"> <tr> <td data-bbox="655 1921 887 1966">タイプ区分</td> <td data-bbox="887 1921 1428 1966">内容</td> </tr> </table>		タイプ区分	内容			
タイプ区分	内容						

タイプD	ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの
タイプA	KDDIが提供するSC-FDMA方式又はOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの
料金プラン区分	内容
ミニマムスタートプラン	契約者が選択した組合せによる2枚までのSIMカード（機能区分は契約者が指定するものとします。ただし、新規申込時に契約者が指定することができるSIMカードの数は1とします。）を利用することができ、かつ、3GBのクーポン（契約者が、当社が定める通信速度を超えてドコモのLTE及び3G網又はKDDIのLTE網を利用した通信を行うために必要なものをいいます。）をバンドルクーポンとして利用できるもの
ライトスタートプラン	契約者が選択した組合せによる2枚までのSIMカード（機能区分は契約者が指定するものとします。ただし、新規申込時に契約者が指定することができるSIMカードの数は1とします。）を利用することができ、かつ、6GBのクーポンをバンドルクーポンとして利用できるもの
ファミリーシェアプラン	契約者が選択した組合せによる10枚までのSIMカード（機能区分は契約者が指定するものとします。ただし、新規申込時に契約者が指定することができるSIMカードの枚数は3、機能区分の数は当社が定める上限があるものとします。）を利用することができ、かつ、12GBのクーポンをバンドルクーポンとして利用できるもの
ケータイプラン	契約者が選択したタイプ区分の1枚のSIMカード（機能区分は音声通話専用機能に限ります。）を利用することができるもの

タイプD関係	
機能区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「データ通信専用SIMカード」といいます。
SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内での送受信及び日本国外（別途ドコモが定める地域に限ります。以下、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにおいて同じとします。）への送信が可能なSMS機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「SMS機能付きSIMカード」といいます。

音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、日本国内及び日本国外での送受信が可能なSMS機能並びに音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」といいます。
音声通話専用機能	音声通話機能のみを利用できるSIMカード（別途、追加クーポン（IIJmioクーポンカードによる追加クーポンを含みます。）の利用の申し込みをすることにより、インターネットプロトコルによる相互通信を利用できます。）を当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能専用SIMカード」といいます。

タイプA関係	
機能区分	内容
SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内及び日本国外（別途KDDIが定める地域に限ります。以下、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにおいて同じとします。）での送受信が可能なSMS機能を利用できるSMS機能付きSIMカードを当社が貸与するもの
音声通話機能	音声通話機能付きSIMカードを当社が貸与するもの
音声通話専用機能	音声通話機能専用SIMカードを当社が貸与するもの

オプション名	品目	内容
データオプション	20GB	料金グループ毎に1ヶ月あたり20GBのクーポンを追加提供するもの
	30GB	料金グループ毎に1ヶ月あたり30GBのクーポンを追加提供するもの

IIJmioひかり

当社がNTT又は御先事業者から光コラボレーションモデルとして提供を受ける卸電気通信役務を利用した光アクセスサービス（インターネットプロトコルによる相互通信及び動的に割り当てるインターネットネットワークアドレス（1/256C）を含みます。）並びに当該役務を利用した光IP電話サービス（付加サービスを含みます。）及び契約者の端末利用に関する設定サポート（接続設定を除きます。）をオプションとして提供する、当社が定める仕様のサービス

料金プラン区分	料金プラン	光コラボレーションモデル提供エリア及び提供回線品目	
		NTT東日本エリア	NTT西日本エリア

I	ファミリー	<p>フレッツ 光ネクス スト/ファミリー タイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/ファミリ ー・ハイスピー ドタイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/ギガファミ リー・スマート タイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/ファミリ ー・ギガライン タイプ</p>	<p>フレッツ 光ネクス スト/ファミリー タイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/ファミリ ー・ハイスピー ドタイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/ファミリ ー・スーパーハ イスピードタイ プ 隼</p>
	マンション	<p>フレッツ 光ネクス スト/マンション タイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/マンショ ン・ハイスピー ドタイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/ギガマンシ ョン・スマート タイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/マンショ ン・ギガライン タイプ</p>	<p>フレッツ 光ネクス スト/マンション タイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/マンショ ン・ハイスピー ドタイプ</p> <p>フレッツ 光ネクス スト/マンショ ン・スーパーハ イスピードタイ プ 隼</p>

II	ビック光 ファミリ ー	フレッツ 光ネク スト/ファミリ ータイプ フレッツ 光ネク スト/ファミリ ー・ハイスピー ドタイプ フレッツ 光ネク スト/ギガファミ リー・スマート タイプ フレッツ 光ネク スト/ファミリ ー・ギガライン タイプ	フレッツ 光ネク スト/ファミリ ータイプ フレッツ 光ネク スト/ファミリ ー・ハイスピー ドタイプ フレッツ 光ネク スト/ファミリ ー・スーパーハ イスピードタイ プ 隼
	ビック光 マンショ ン	フレッツ 光ネク スト/マンショ ンタイプ フレッツ 光ネク スト/マンショ ン・ハイスピー ドタイプ フレッツ 光ネク スト/ギガマンシ ョン・スマート タイプ フレッツ 光ネク スト/マンショ ン・ギガライン タイプ	フレッツ 光ネク スト/マンショ ンタイプ フレッツ 光ネク スト/マンショ ン・ハイスピー ドタイプ フレッツ 光ネク スト/マンショ ン・スーパーハ イスピードタイ プ 隼

オプション名	IIJmioひかり 電話オプショ ン区分	内容
--------	----------------------------	----

IIJmioひかり 電話オプション	基本サービス	当社がNTTから光コラボレーションモデルとして提供を受ける光IP電話サービスを提供するものであって、料金プラン区分をIとするIIJmioひかりに対応したもの	
	付加サービス	発信元番号表示	発信者の電話番号を電話機等のディスプレイに表示する機能を提供するもの
		非通知番号ブロック	電話番号を通知しない発信者に対して音声ガイダンスを流して電話番号の通知を要求する機能を提供するもの
		割り込み電話着信	通話中に別の発信者から着信があった場合に、最初の発信者との通話を保留にし、後発の発信者との通話を可能にする機能を提供するもの
		迷惑電話ブロック	迷惑電話登録を行った番号から着信があった場合に、発信者に対して音声ガイダンスを流して着信を拒否する機能を提供するもの
オプション名	ビック光電話オプション区分	内容	

ビック光電話 オプション	基本サービス	当社がNTTから光コラボレーションモデルとして提供を受ける光IP電話サービスを提供するものであって、料金プラン区分をⅡとするIIJmioひかりに対応したもの	
	付加サービス	発信元番号表示	発信者の電話番号を電話機等のディスプレイに表示する機能を提供するもの
		非通知番号ブロック	電話番号を通知しない発信者に対して音声ガイダンスを流して電話番号の通知を要求する機能を提供するもの
		割り込み電話着信	通話中に別の発信者から着信があった場合に、最初の発信者との通話を保留にし、後発の発信者との通話を可能にする機能を提供するもの
		迷惑電話ブロック	迷惑電話登録を行った番号から着信があった場合に、発信者に対して音声ガイダンスを流して着信を拒否する機能を提供するもの
オプション名	品目	内容	

	ビック光+安心サポートオプション	ベーシック11	当社が定める仕様により、契約者の端末利用に関する設定サポート等（接続設定を除きます。）を提供するもの								
		訪問つき12	品目をベーシック11とするビック光+安心サポートオプションの内容に加え、トラブル発生時に契約者宅に訪問してトラブル診断を行うサービスを提供するもの								
	オプション名	内容									
	IPoEオプション	インターネット（IPv6 IPoE）接続機能を提供するもの									
IIJmioサブライサービス	<p>当社が指定する移動無線機器（SIMカードを含みません。）を賃借又は購入することができるサービスであって、当該移動無線機器に故障等（自然故障、水濡れ、落下、衝突、その他偶然の事故による部分損及び全損をいい、改造、災害による故障及び亡失は除きます。以下同じとします。）が生じた場合に、修理又は特別価格で当社が定める交換用移動無線機器（リファービッシュ品を含み、電池パックその他の付属品は含まれません。以下「交換端末」といいます。）に交換できる補償サービスを端末補償オプションとして提供する、当社が定める仕様のサービス</p>										
IIJmioモバイルプラスサービス	<p>契約者がIIJmioサブライサービスにおいて賃借又は購入する当社指定の移動無線機器（以下「IIJmioサブライサービス端末」といいます。）で利用することを前提として、KDDIが提供するSC-FDMA方式若しくはOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。SIMカードが所属する料金プランの単位を「料金グループ」といいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>タイプ区分</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>タイプA</td> <td>KDDIが提供するSC-FDMA方式又はOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>料金プラン区分</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>エコプランミニマム</td> <td>契約者が選択した組合せによる3枚までのSIMカード（ただし、IIJmioサブライサービス端末の数以下である必要があります。機能区分は契約者が指定するものとし、）を利用することができ、かつ、3GBのクーポン（契約者が、当社が定める通KDDIのLTE網を利用した通信を行うために必要なものをいいます。）をバンドルクーポンとして利用できるもの</td> </tr> </table>			タイプ区分	内容	タイプA	KDDIが提供するSC-FDMA方式又はOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの	料金プラン区分	内容	エコプランミニマム	契約者が選択した組合せによる3枚までのSIMカード（ただし、IIJmioサブライサービス端末の数以下である必要があります。機能区分は契約者が指定するものとし、）を利用することができ、かつ、3GBのクーポン（契約者が、当社が定める通KDDIのLTE網を利用した通信を行うために必要なものをいいます。）をバンドルクーポンとして利用できるもの
タイプ区分	内容										
タイプA	KDDIが提供するSC-FDMA方式又はOFDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの										
料金プラン区分	内容										
エコプランミニマム	契約者が選択した組合せによる3枚までのSIMカード（ただし、IIJmioサブライサービス端末の数以下である必要があります。機能区分は契約者が指定するものとし、）を利用することができ、かつ、3GBのクーポン（契約者が、当社が定める通KDDIのLTE網を利用した通信を行うために必要なものをいいます。）をバンドルクーポンとして利用できるもの										

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="655 188 887 439">エコプランスタンダード</td> <td data-bbox="887 188 1422 439">契約者が選択した組合せによる3枚までのSIMカード（ただし、IIJmioサプライサービス端末の数以下である必要があります。機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、7GBのクーポンをバンドルクーポンとして利用できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 439 887 479">機能区分</td> <td data-bbox="887 439 1422 479">内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 479 887 730">SMS機能</td> <td data-bbox="887 479 1422 730">インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内及び日本国外（別途KDDIが定める地域に限ります。）での送受信が可能なSMS機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「SMS機能付きSIMカード」といいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 730 887 940">音声通話機能</td> <td data-bbox="887 730 1422 940">インターネットプロトコルによる相互通信、日本国内及び日本国外での送受信が可能なSMS機能並びに音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」といいます。</td> </tr> </table>	エコプランスタンダード	契約者が選択した組合せによる3枚までのSIMカード（ただし、IIJmioサプライサービス端末の数以下である必要があります。機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、7GBのクーポンをバンドルクーポンとして利用できるもの	機能区分	内容	SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内及び日本国外（別途KDDIが定める地域に限ります。）での送受信が可能なSMS機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「SMS機能付きSIMカード」といいます。	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、日本国内及び日本国外での送受信が可能なSMS機能並びに音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」といいます。
エコプランスタンダード	契約者が選択した組合せによる3枚までのSIMカード（ただし、IIJmioサプライサービス端末の数以下である必要があります。機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、7GBのクーポンをバンドルクーポンとして利用できるもの								
機能区分	内容								
SMS機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内及び日本国外（別途KDDIが定める地域に限ります。）での送受信が可能なSMS機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「SMS機能付きSIMカード」といいます。								
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、日本国内及び日本国外での送受信が可能なSMS機能並びに音声通話機能を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの。この区分に該当するSIMカードを「音声通話機能付きSIMカード」といいます。								
IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）	<p>ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び当社開発のSIMカードを用いてインターネットプロトコルによる相互通信（IoT機器での利用を想定した通信とします。）を提供する当社が定める仕様に基づくサービスであって、契約期間を1年間（初年度は課金開始日の属する月から起算して11ヶ月後の月末までとします。）とするもの。通信速度及びバンドルクーポン容量は次の通りとします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="655 1205 887 1487">通信速度</td> <td data-bbox="887 1205 1422 1487">上り通信（契約者の利用するIoT機器から当社のパケット交換機を経由してインターネットに接続するための通信をいいます。以下同じとします。）より下り通信（インターネットから当社のパケット交換機を経由して契約者の利用するIoT機器に接続するための通信をいいます。以下同じとします。）の速度が高速のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1487 887 1570">バンドルクーポン容量</td> <td data-bbox="887 1487 1422 1570">1ヶ月あたり100MB</td> </tr> </table>	通信速度	上り通信（契約者の利用するIoT機器から当社のパケット交換機を経由してインターネットに接続するための通信をいいます。以下同じとします。）より下り通信（インターネットから当社のパケット交換機を経由して契約者の利用するIoT機器に接続するための通信をいいます。以下同じとします。）の速度が高速のもの	バンドルクーポン容量	1ヶ月あたり100MB				
通信速度	上り通信（契約者の利用するIoT機器から当社のパケット交換機を経由してインターネットに接続するための通信をいいます。以下同じとします。）より下り通信（インターネットから当社のパケット交換機を経由して契約者の利用するIoT機器に接続するための通信をいいます。以下同じとします。）の速度が高速のもの								
バンドルクーポン容量	1ヶ月あたり100MB								
IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）	<p>ドコモが提供するSC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び当社開発のSIMカードを用いてインターネットプロトコルによる相互通信（IoT機器での利用を想定した通信とします。）を提供する当社が定める仕様に基づくサービスであって、上り通信より下り通信の速度が低速のもの。バンドルクーポン容量に応じて次の料金プランに区分されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 1794 887 1836">料金プラン</th> <th data-bbox="887 1794 1422 1836">バンドルクーポン容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="655 1836 887 1879">上り高速プランS</td> <td data-bbox="887 1836 1422 1879">3GB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1879 887 1921">上り高速プランM</td> <td data-bbox="887 1879 1422 1921">6GB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1921 887 1964">上り高速プランL</td> <td data-bbox="887 1921 1422 1964">12GB</td> </tr> </tbody> </table>	料金プラン	バンドルクーポン容量	上り高速プランS	3GB	上り高速プランM	6GB	上り高速プランL	12GB
料金プラン	バンドルクーポン容量								
上り高速プランS	3GB								
上り高速プランM	6GB								
上り高速プランL	12GB								
通信販売サービス	当社が販売する物品（IIJmioサプライサービスで販売する移動無線機器を除きます）を購入することができるサービス								

モバイルオプション	当社が提供する特定のIIJmioサービスの契約者に対し、他社の特定サービスを利用するために必要な手段を提供するサービス																
IIJmioアシストオプション	当社が指定する代理店において、機能区分を音声通話機能又は音声通話専用機能とするIIJmioモバイルサービスの新規申込を行うと同時に、当該代理店から移動無線機器（当社が指定する機器とします。SIMカードを含みません。）を購入するとき、本サービスを一定期間利用することを前提に、当該移動無線機器を当該代理店の定める特別価格で購入することができるサービス																
IIJmio海外トラベルSIMサービス	IIJmio海外トラベルSIMサービスの提供に関し当社が利用する日本国外の通信事業者（以下「IIJmio海外トラベルSIMサービス指定通信事業者」といいます。）が提供するUMTS/GSM通信ネットワークを利用して、日本国外（当社が別途定める地域に限ります。以下、IIJmio海外トラベルSIMサービスにおいて同じとします。）でのインターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。 <table border="1" data-bbox="655 734 1428 1709"> <thead> <tr> <th>スタートパック</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタートパック (データ)</td> <td>14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>スタートパック (音声付き)</td> <td>14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）、SMS機能（送受信通数25通）及び音声通話機能（通話時間30分）を提供するもの</td> </tr> <tr> <th>リチャージ</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>リチャージ データ100</td> <td>1日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量100MB）を追加提供するもの</td> </tr> <tr> <td>リチャージ データ500</td> <td>14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）を追加提供するもの</td> </tr> <tr> <td>リチャージ 音声付き100</td> <td>1日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量100MB）、SMS機能（送受信通数5通）及び音声通話機能（通話時間6分）を追加提供するもの</td> </tr> <tr> <td>リチャージ 音声付き500</td> <td>14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）、SMS機能（送受信通数25通）及び音声通話機能（通話時間30分）を追加提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	スタートパック	内容	スタートパック (データ)	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）を提供するもの	スタートパック (音声付き)	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）、SMS機能（送受信通数25通）及び音声通話機能（通話時間30分）を提供するもの	リチャージ	内容	リチャージ データ100	1日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量100MB）を追加提供するもの	リチャージ データ500	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）を追加提供するもの	リチャージ 音声付き100	1日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量100MB）、SMS機能（送受信通数5通）及び音声通話機能（通話時間6分）を追加提供するもの	リチャージ 音声付き500	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）、SMS機能（送受信通数25通）及び音声通話機能（通話時間30分）を追加提供するもの
スタートパック	内容																
スタートパック (データ)	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）を提供するもの																
スタートパック (音声付き)	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）、SMS機能（送受信通数25通）及び音声通話機能（通話時間30分）を提供するもの																
リチャージ	内容																
リチャージ データ100	1日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量100MB）を追加提供するもの																
リチャージ データ500	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）を追加提供するもの																
リチャージ 音声付き100	1日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量100MB）、SMS機能（送受信通数5通）及び音声通話機能（通話時間6分）を追加提供するもの																
リチャージ 音声付き500	14日間、日本国外で利用できるインターネットプロトコルによる相互通信機能（データ通信容量500MB）、SMS機能（送受信通数25通）及び音声通話機能（通話時間30分）を追加提供するもの																

第5条（サービスの提供区域）

IIJmioサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、IIJmioサービスの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第6条（契約者）

契約者は、個人に限るものとします。

第7条（契約の単位）

当社は、一の種類の一のIIJmioサービス毎に一のIIJmioサービス契約を締結するものとします。

第8条（権利の譲渡制限等）

契約者が、IIJmioサービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 契約者は、契約者の責任において、利用者にIIJmioサービスを利用させることができます。この場合において、利用者の行為は契約者の行為とみなして本約款が適用されるものとします。なお、IIJmioサービスを再販売する等業として第三者にIIJmioサービスを利用させることはできません。

第9条（ID及びパスワード）

契約者は、mioID及びmioパスワード並びに個別ID及び個別パスワード（本条において「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者がIIJmioサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、mioID及び個別IDを変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

第10条（申込）

IIJmioサービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、オンラインサインアップ又は当社がIIJmioサービス毎に定める方法により行うものとします。

2 IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスにおいて、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

3 IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスの申込をする者は、当社が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年第79号）（以下「青少年ネット環境整備法」といいます。）第13条の規定に基づく、契約者又は利用者が青少年（18歳に満たない者をいいます。以下同じとします。）であるか否かの確認を求めた場合には、これに従うものとします。

4 IIJmioサプライサービス利用の申込をする者は、当社が別途定める書類（当該申込者の身分証明に係るもの）を提示する必要があります。

第11条（申込の承諾等）

当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) IIJmioサービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がIIJmioサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 申込者が第18条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき
- (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
- (4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
- (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
- (6) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき
- (7) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき
- (8) 前条（申込）第4項において、当社が別途定める書類（当該申込者の身分証明に係るもの）が提示されないとき
- (9) IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスにおいて、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者又はIIJmioサプライサービス利用の申込をする者が、18歳未満であったとき又は18歳以上の未成年者で法定代理人の同意を得ていないとき
- (10) 契約者と当社との取引実績その他総合的な与信判断の観点から、申込を承諾できないと当社が判断

したとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者（当該申込者が契約者となった場合の利用者を含みます。）の身分証明に係る公的書類その他の書類又は情報の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類又は情報の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、申込の承諾に係る事実の確認を行うにあたり、前条(申込)第2項に定める本人確認のための書類及び前項に定める身分証明に係る公的書類その他の書類又は情報について、発行元の機関に対して照会を行う等、当社が必要と判断する措置を講じる場合があります。

5 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるIIJmioサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてIIJmioサービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

6 当社が申込みを承諾した場合、電気通信事業法第26条の2に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うものとします。

第12条（サービス利用の要件等）

契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第3章 契約事項の変更等

第13条（サービス内容の変更）

契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、IIJmioサービス契約の内容の変更を請求できます。

2 第10条(申込)第2項及び第11条(申込の承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第14条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第15条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係るIIJmioサービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係るIIJmioサービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第11条(申込の承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「IIJmioサービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第16条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、IIJmioサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第17条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IIJmioサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、IIJmioサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第18条（利用の停止等）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全てのIIJmioサービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等IIJmioサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてIIJmioサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてIIJmioサービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてIIJmioサービスを利用したとき
- (6) 第11条(申込の承諾等)第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
- (8) IIJmioサービスに卸電気通信役務提供者又は他の電気通信事業者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様においてIIJmioサービスが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者又は他の電気通信事業者が当社への役務提供を停止したとき
- (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてIIJmioサービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社からIIJmioサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第19条（サービスの廃止）

当社は、都合によりIIJmioサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりIIJmioサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

3 本条の規定は、別紙において別の定めをすることができるものとします。

第5章 契約の解除

第20条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、IIJmioサービス契約を解除することがあります。

- (1) 第18条(利用の停止等)第1項の規定によりIIJmioサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
- (2) 第18条(利用の停止等)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定によりIIJmioサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第21条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、各契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、IIJmioサービス契約を

解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。本規定は、別紙において別の定めをすることができるものとします。

2 第16条(利用の制限)又は第17条(利用の中止)第1項の事由が生じたことによりIIJmioサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第19条(サービスの廃止)第1項の規定によりIIJmioサービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたIIJmioサービスに係るIIJmioサービス契約が解除されたものとします。

4 契約者は、本約款の他の規定にかかわらず、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となるIIJmioサービス(本約款においてサービスの種類毎に示すものとします)については、当社が第11条(申込の承諾等)第6項に基づき契約書面の交付を行った日を初日とする8日が経過するまでの間は、当社に書面又は当社が指定する方法で通知することにより、IIJmioサービス契約を解除することができます。この場合において、当社は、解除までの期間に応じたIIJmioサービスの月額料金、IIJmioサービスの提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用及び契約締結費用の支払いについて、電気通信事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。

第6章 料金等

第22条 (契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、IIJmioサービスの利用に関し、次条(初期費用の額)から第26条(利用不能の場合における料金の調定)までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及びIIJmioサービスの種類毎に定める料金(以下三者を併せて「IIJmioサービスの料金」といいます。)を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社がIIJmioサービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間について発生します。なお、第18条(利用の停止等)の規定によりIIJmioサービスの提供が停止又は制限された場合の月額料金の額の算出については、当該停止又は制限された期間も当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第23条 (初期費用の額)

初期費用の額は、IIJmioサービスの種類毎に定めるものとします。

第24条 (月額料金の額)

月額料金の額は、IIJmioサービスの種類毎に定めるものとします。ただし、複数のIIJmioサービスを契約している場合等一定の場合について、この約款において別の定めをすることにより割引金額を適用することができるものとします。

2 課金開始日又はIIJmioサービス契約の解除(最低利用期間を経過する前に解除があった場合(第21条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。))を除きます。)の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、当該月におけるIIJmioサービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額料金の額とします。

第25条 (料金の調定)

IIJmioサービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合(第21条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。))におけるIIJmioサービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。ただし、IIJmioサービスの種類毎に別の定めが規定されている場合には、当該別の定めが適用されるものとします。

第26条 (利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由によりIIJmioサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を

失うものとしします。

2 前項の規定は、この約款において、サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとしします。

第27条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第28条（料金等の支払方法）

契約者は、IIJmioサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとしします。

第29条（割増金）

IIJmioサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとしします。

第30条（遅延損害金）

契約者は、IIJmioサービスの料金その他IIJmioサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額としします。

第31条（割増金等の支払方法）

第28条(料金等の支払方法)の規定は、第29条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第32条（消費税）

契約者が当社に対しIIJmioサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとしします。

第33条（別紙の優先）

本章の規定は、別紙において別の定めをすることができるものとしします。

第7章 個人情報

第34条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者及び利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとしします。

2 当社は、IIJmioサービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとしします。

- (1) IIJmioサービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
- (2) IIJmioサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
- (3) 当社の商品、サービスに関する情報（IIJmioサービスに限らず、当社の別商品、サービス又は当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、契約者がアクセスした当社のWebページその他契約者の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。
- (4) 前各号に付随する業務を行うこと。
- (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、IIJmioサービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとしします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第8章 雑則

第35条 (第三者の責による利用不能)

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第36条 (保証及び責任の限定)

IIJmioサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

2 当社は、契約者がIIJmioサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

3 契約者がIIJmioサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第37条 (サイバー攻撃への対処)

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限ります。

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
- (2) 契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、IIJmioサービスを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第38条 (当社の装置維持基準)

当社は、IIJmioサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第39条 (サービスの種類毎の定め等)

第3条(用語の定義)、第5条(サービスの提供区域)、第12条(サービス利用の要件等)第2項、第13条(サービス内容の変更)第1項、第21条(契約者の解除)第1項及び第4項、第22条(契約者の支払義務)第1項、第23条(初期費用の額)、第24条(月額料金の額)第1項、第25条(料金の調定)、第26条(利用不能の場合における料金の調定)第2項及び第36条(保証及び責任の限定)において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、次に定めるところによるものとします。

サービスの種類	対応規定
IIJmio DSL/SFサービス	別紙1に定める
IIJmioセーフティメールサービス	別紙2に定める
IIJmio FiberAccess/SFサービス	別紙3に定める

IIJmio DSL/DFサービス	別紙4に定める
IIJmio FiberAccess/NFサービス	別紙5に定める
IIJmio FiberAccess/DFサービス	別紙6に定める
IIJmio FiberAccess/DCサービス	別紙7に定める
IIJmioモバイルサービス	別紙8に定める
IIJmioひかり	別紙9に定める
IIJmioサブライサービス	別紙10及び別紙11に定める
IIJmioモバイルプラスサービス	別紙12に定める
IIJmio IoTサービス (いちねんプラン)	別紙13に定める
IIJmio IoTサービス (上り高速プランS/M/L)	別紙14に定める
通信販売サービス	別紙15に定める
モバイルオプション	別紙16に定める
IIJmioアシストオプション	別紙17に定める
IIJmio海外トラベルSIMサービス	別紙18に定める

2 第24条(月額料金の額)第1項ただし書に定める割引金額の適用については、別紙19に定めるところによるものとします。

第40条 (専属的合意管轄裁判所)

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

平成13年8月30日変更

この契約約款は、平成13年9月3日から実施します。

平成13年9月14日変更

この契約約款は、平成13年9月17日から実施します。

平成13年10月5日変更

この契約約款は、平成13年10月9日から実施します。

平成13年10月22日変更

1 この契約約款は、平成13年11月1日から実施します。

2 平成13年10月31日までの間に、変更前の契約約款に基づき、IIJmio DSL/Deサービスに係るIIJmioサービスの利用を申し込んだ者(以下「1.5Mサービスの利用者」という。)については、当該サービスの利用に関し、変更前の約款がなお効力を有するものとします。ただし、次の事項に関しては、次に定めるところによるものとします。

(1) タイプ2からタイプ1への変更に係る料金は、6,000円とします。

(2) USBタイプのモデム機器への変更は行えないものとします。

(3) ルータタイプのモデム機器への変更に係る料金は、タイプ1にあっては29,800円、タイプ2にあっては28,800円とします。

3 1.5Mサービスの利用者は、変更後の契約約款に基づくIIJmio DSL/Deサービスへの変更を当社に請求できるものとします。この場合において、1.5Mサービスの利用者は、当該請求した変更の形態により、次の変更手数料を当社に支払うものとします。

(1) 変更後のサービスにおけるモデム機器の利用形態がレンタル又はモデム無しである変更
6,000円(ただし、平成14年1月31日までに変更請求が行われた場合には0円)

(2) 変更後のサービスにおけるモデム機器の利用形態が買取りである変更

タイプ1 30,800円(ただし、平成14年1月31日までに変更請求が行われた場合には、USBタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者には12,100円、ルータタイプのモデム機器利用に係る

1. 5Mサービスの利用者にあつては5,100円、それ以外の1.5Mサービスの利用者にあつては、24,800円とする。) タイプ2 29,800円(ただし、平成14年1月31日までに変更請求が行われた場合には、USBタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者にあつては11,100円、ルータタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者にあつては4,100円、それ以外の1.5Mサービスの利用者にあつては、23,800円とする。)

4 1.5Mサービスの利用者が、前項による変更を行った場合には、当該サービスの利用者には、変更後の契約約款が適用されるものとします。この場合において、当該変更後の契約約款別紙2の3(7)中の「利用開始日」とは、変更前の契約約款に基づいてIIJmio DSL/Deサービスが利用可能となった日を、同別紙2の6(1)の表中「利用開始日」とは、前項に基づき変更後の契約約款に基づくIIJmio DSL/Deサービスが利用可能となった日を、それぞれいうものとします。

平成13年11月27日変更

この契約約款は、平成13年12月1日から実施します。

平成13年12月3日変更

1 この契約約款は、平成13年12月5日から実施します。

2 別紙4の「1. 最低利用期間」の規定にかかわらず、IIJmioセーフティメールサービスの契約者であつて、課金開始日が平成14年1月1日であるものにあつては、最低利用期間は、平成14年1月1日から起算して1ヶ月とします。

3 別紙4の「6. 月額料金」の規定にかかわらず、平成13年12月中のIIJmioセーフティメールサービスの利用に係る月額料金は、0円とします。

平成13年12月28日変更

1 この契約約款は、平成14年1月1日から実施します。

2 平成13年10月31日までの間に、変更前の契約約款に基づき、IIJmio DSL/Deサービスに係るIIJmioサービスの利用を申し込んだ者であつて、平成12年10月22日変更の附則第3項に基づく変更請求(以下「変更請求」といいます。)を行っていないもの(以下「1.5Mサービスの利用者」という。)については、次の事項に関しては、次に定めるところによるものとします。

(1) ルータタイプのモデム機器への変更に係る料金は、タイプ1にあつては24,800円、タイプ2にあつては23,800円とします。

3 1.5Mサービスの利用者が変更請求を行う場合における変更手数料は、次に定めるものとします。

(1) 変更後のサービスにおけるモデム機器の利用形態がレンタル又はモデム無しである変更
6,000円(ただし、平成14年1月31日までに変更請求が行われた場合には0円)

(2) 変更後のサービスにおけるモデム機器の利用形態が買取りである変更

タイプ1 25,800円(ただし、平成14年1月31日までに変更請求が行われた場合には、USBタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者にあつては7,100円、ルータタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者にあつては1,000円、それ以外の1.5Mサービスの利用者にあつては、19,800円とする。) タイプ2 24,800円(ただし、平成14年1月31日までに変更請求が行われた場合には、USBタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者にあつては6,100円、ルータタイプのモデム機器利用に係る1.5Mサービスの利用者にあつては0円、それ以外の1.5Mサービスの利用者にあつては、18,800円とする。)

平成14年1月31日変更

この契約約款は、平成14年2月1日から実施します。

平成14年2月25日変更

1 この契約約款は、平成14年2月26日から実施します。

2 平成13年10月31日までの間に、平成13年10月22日変更による変更前の契約約款に基づき、IIJmio DSL/Deサービスに係るIIJmioサービスの利用を申し込んだ者に係るIIJmio DSL/Deサービスの月額料金の額は、平成14年1月31日変更による変更後の契約約款本則に規定する同サービスの月額料金の額と同じとします。

平成14年3月15日変更

この契約約款は、平成14年3月26日から実施します。

平成14年3月29日変更

この契約約款は、平成14年4月1日から実施します。

平成14年4月10日変更

この契約約款は、平成14年4月12日から実施します。

平成14年5月23日変更

この契約約款は、平成14年6月1日から実施します。

平成14年6月10日変更

この契約約款は、平成14年6月11日から実施します。

平成14年6月24日変更

1 この契約約款は、平成14年7月1日から実施します。

2 従前のファミリータイプ又はマンションタイプであるIIJmio FiberAccess/SFサービスに係るIIJmioサービス契約は、平成14年7月1日以降、マンション・ファミリータイプであるIIJmio FiberAccess/SFサービスに係るIIJmioサービス契約として存続するものとします。

平成14年8月26日変更

この契約約款は、平成14年9月1日から実施します。

平成14年9月6日変更

この契約約款は、平成14年9月10日から実施します。

平成14年9月20日変更

この契約約款は、平成14年9月24日から実施します。なお、別紙6中「6. 初期費用の額」の改正にあつては、平成14年9月1日に溯つて実施するものとし、同日以後のIIJmio パーソナルドメインサービスに係る申込については、改正後の条項の適用を受けるものとします。

平成14年12月10日変更

1 この契約約款は、平成14年12月12日（以下この附則において「実施日」といいます。）から実施します。

2 当社は、平成15年5月31日をもって、IIJmio DSL/Deサービスを廃止することとします。同日において有効なIIJmio DSL/Deサービスに係るIIJmioサービス契約は、同日をもって解約されるものとします。

3 実施日から平成15年5月31日までの間において、IIJmio DSL/Deサービスに係るIIJmioサービスの契約者が、IIJmio DSL/DFサービス又はIIJmio FiberAccess/DFサービスに係るIIJmioサービスを新たに申し込んだ場合にあっては、同IIJmio DSL/DFサービス又はIIJmio FiberAccess/DFサービスの課金開始日を、各サービスごとに利用が可能となる日として当社が指定する日（この項において「利用開始日」といいます。）から6ヶ月を経過した日とします。ただし、当該措置が行われるIIJmio DSL/DFサービス又はIIJmio FiberAccess/DFサービスに係るIIJmioサービス契約の数は、同契約者が実施日以降契約していたIIJmio DSL/Deサービスに係るIIJmioサービス契約の数と同じとします。

平成14年12月24日変更

この契約約款は、平成14年12月25日から実施します。

平成15年2月24日変更

この契約約款は、平成15年2月25日から実施します。

平成15年3月20日変更

この契約約款は、平成15年3月26日から実施します。

平成15年5月6日変更

この契約約款は、平成15年5月7日から実施します。

平成15年5月30日変更

- 1 この契約約款は、平成15年6月1日から実施します。
- 2 平成14年12月10日変更に係る附則は、平成15年6月1日以後においてもなお有効に存続するものとします。

平成15年7月25日変更

この契約約款は、平成15年8月1日から実施します。

平成15年10月27日変更

- 1 この契約約款は、平成15年11月1日から実施します。
- 2 別紙11の「6. 月額料金」の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間におけるIIJmio FiberAccess/DCサービスの利用に係る月額料金は、0円とします。これに伴い、別紙11の「1. 最低利用期間」の規定にかかわらず、平成16年4月1日現在においてIIJmio FiberAccess/DCサービスの契約者であるものの最低利用期間は、同日から起算して1ヶ月とします。

平成16年1月21日変更

この契約約款は、平成16年1月22日から実施します。

平成16年3月31日変更

この契約約款は、平成16年4月1日から実施します。

平成16年4月7日変更

この契約約款は、平成16年4月7日から実施します。

平成16年6月1日変更

この契約約款は、平成16年6月1日から実施します。

平成16年8月1日変更

この契約約款は、平成16年8月1日から実施します。

平成16年12月6日変更

この契約約款は、平成16年12月6日から実施します。

平成17年2月24日変更

この契約約款は、平成17年2月24日から実施します。

平成17年4月12日変更

この契約約款は、平成17年4月12日から実施します。

平成17年8月23日変更

- 1 この契約約款は、平成17年8月23日から実施します。
- 2 別紙14の「1. 最低利用期間」の規定にかかわらず、IIJmioモバイルアクセス/PROサービスの契約者であって、課金開始日が平成17年10月31日以前であるものにあつては、最低利用期間は平成17年11月1日から起算して1ヶ月とします。
- 3 別紙14の「6. 月額料金の額」の規定にかかわらず、平成17年10月31日までの間は、IIJmioモバイルアクセス/PROサービスに係る月額料金は、0円とします。

平成17年10月3日変更

この契約約款は、平成17年10月3日から実施します。

平成18年1月20日変更

この契約約款は、平成18年1月20日から実施します。

平成18年4月1日変更

この契約約款は、平成18年4月1日から実施します。

平成18年6月1日変更

1 この契約約款は、平成18年6月1日から実施します。

2 当社は、平成18年9月15日をもってIIJmioプライムメールサービスを廃止することとします。当該サービスの廃止日において有効なIIJmioプライムメールサービスに係るIIJmioサービス契約は、同日をもって解約されるものとします。

3 平成18年6月1日から前項に定める廃止日までの間において、IIJmioプライムメールサービスの利用に係る月額料金は、0円とします。

4 平成18年6月1日から第2項に定める廃止日までの間において、IIJmioプライムメールサービスに係るIIJmioサービスの契約者が、IIJmioセーフティメールサービスに係るIIJmioサービスを新たに申し込んだ場合にあっては、同IIJmioセーフティメールサービスの課金開始日から3ヶ月間におけるIIJmioセーフティメールサービスに係る月額料金は、0円とします。

平成18年7月1日変更

この契約約款は、平成18年7月1日から実施します。

平成18年9月16日変更

この契約約款は、平成18年9月16日から実施します。

平成18年10月1日変更

この契約約款は、平成18年10月1日から実施します。

平成19年2月1日変更

この契約約款は、平成19年2月1日から実施します。

平成19年4月1日変更

この契約約款は、平成19年4月1日から実施します。

平成19年5月1日変更

この契約約款は、平成19年5月1日から実施します。

平成19年10月1日変更

1 この契約約款は、平成19年10月1日から実施します。

2 平成16年6月30日以前のIIJインターネットサービス契約約款に基づき成立したダイアルアップIPサービス契約の契約者が、平成19年10月3日から平成20年3月31日までの間に当社所定の様式でIIJmioセーフティメールサービスに係るIIJmioサービスの利用の申込を行う場合においては、一のダイアルアップIPサービス契約につき一の当該IIJmioサービス契約に係る初期費用及び月額料金の額について、3ヶ月間0円とする措置の適用を受けることができます。

平成20年1月1日変更

この契約約款は、平成20年1月1日から実施します。

平成20年2月1日変更

この契約約款は、平成20年2月1日から実施します。

平成20年4月1日変更

この契約約款は、平成20年4月1日から実施します。

平成20年12月1日変更

1 この契約約款は、平成20年12月1日から実施します。

2 平成20年12月1日から平成21年2月28日までの間において、IIJmio高速モバイル/EMサービスを申し込んだ場合にあっては、別紙14の「6. 初期費用の額」及び「7. 月額料金の額」の規定にかかわらず、IIJmio高速モ

バイル/EMサービスの初期費用及び月額料金について次に定める額とする措置の適用を受けることができます。ただし、当該措置の適用は、当社が申込を受け付けた順に、当社所定の申込数に達するまでの間の申込に限るものとし、平成21年2月28日までに所定申込数に達したことにより当該措置の適用を終了する場合は、IIJmioサービスのwebサイト上で通知を行うものとします。

(1) 初期費用の額： 0円

(2) 月額料金の額： 料金プランを1年プランとするIIJmio高速モバイル/EMサービスにあつては4,875円(本体価格4,643円)、料金プランを2年プランとするIIJmio高速モバイル/EMサービスにあつては3,875円(本体価格3,690円)、並びに端末料金にあつては105円(本体価格100円)

平成21年2月1日変更

この契約約款は、平成21年2月1日から実施します。

平成21年3月30日変更

この契約約款は、平成21年3月30日から実施します。

平成21年7月1日変更

1 この契約約款は、平成21年7月1日から実施します。

2 平成20年12月1日変更の附則第2項において定めるIIJmio高速モバイル/EMサービスの初期費用及び月額費用に関する措置の適用について、「平成21年2月28日まで」とあるのは「平成21年8月31日まで」と改めるものとします。

3 前項の措置の適用を受けることができる月額料金のうち端末料金の額について、端末種別がD22HW場合にあっては、当該料金の額は315円(本体価格300円)とします。

平成21年8月1日変更

この契約約款は、平成21年8月1日から実施します。

平成21年9月1日変更

1 この契約約款は、平成21年9月1日から実施します。

2 平成21年7月1日変更の附則第2項に「平成21年8月31日まで」とあるのは、「平成21年11月30日まで」と改めるものとします。

平成21年10月1日変更

この契約約款は、平成21年10月1日から実施します。

平成21年12月1日変更

1 この契約約款は、平成21年12月1日から実施します。

2 前項の実施日前に締結された、料金プランを1年プランとするIIJmio高速モバイル/EMサービスに係るIIJmioサービス契約については、IIJmio高速モバイル/EMサービスに関する初期費用、月額料金、契約者が支払いを要する費用として定める料金及び最低利用期間内解除調定金の額について、なお従前の通りとします。

3 第1項の実施日以降の日にIIJmio高速モバイル/EMサービスの利用の申込があつた場合においては、別紙14の「6. 初期費用の額」及び「7. 月額料金の額」の規定にかかわらず、IIJmio高速モバイル/EMサービスの初期費用及び月額料金について次に定める額とする措置の適用を受けることができます。

(1) 初期費用の額：

端末種別D31HWについて7,560円(本体価格7,200円)、その他の端末種別について0円

(2) 月額料金の額：

端末種別D02HW、D01NX IIについて3,875円(本体価格3,690円)及び端末料金105円(本体価格100円)、端末種別D22HWについて3,875円(本体価格3,690円)及び端末料金315円(本体価格300円)、並びに端末種別D31HWについて5,565円(本体価格5,300円)及び端末料金315円(本体価格300円)

平成22年3月1日変更

この契約約款は、平成22年3月1日から実施します。

平成22年5月20日変更

この契約約款は、平成22年5月20日から実施します。

平成22年8月2日変更

この契約約款は、平成22年8月2日から実施します。

平成22年11月1日変更

この契約約款は、平成22年11月1日から実施します。

平成22年12月13日変更

この契約約款は、平成22年12月13日から実施します。

平成23年2月1日変更

この契約約款は、平成23年2月1日から実施します。

平成23年4月1日変更

この契約約款は、平成23年4月1日から実施します。

平成23年6月1日変更

この契約約款は、平成23年6月1日から実施します。

平成23年7月21日変更

この契約約款は、平成23年7月21日から実施します。

平成23年9月1日変更

この契約約款は、平成23年9月1日から実施します。

平成24年1月1日変更

この契約約款は、平成24年1月1日から実施します。

平成24年2月27日変更

この契約約款は、平成24年2月27日から実施します。

平成24年5月17日変更

この契約約款は、平成24年5月17日から実施します。

平成24年7月1日変更

この契約約款は、平成24年7月1日から実施します。

平成24年10月1日変更

1 この契約約款は、平成24年10月1日から実施します。

2 前項の実施日前に締結された、タイプを「フレッツ 光ネクスト/エクスプレスタイプ」とするIIJmio FiberAccess/SFサービス契約は、タイプを「Bフレッツ/ファミリー・マンションタイプ」とするIIJmio FiberAccess/SFサービス契約として有効に存続するものとします。

3 第1項の実施日前に締結された、タイプを「フレッツ 光ネクスト/エクスプレスタイプ」とするIIJmio FiberAccess/DFサービス契約は、タイプを「Bフレッツ/ファミリー・マンションタイプ」とするIIJmio FiberAccess/DFサービス契約として有効に存続するものとします。

平成24年11月5日変更

この契約約款は、平成24年11月5日から実施します。

平成24年12月1日変更

この契約約款は、平成24年12月1日から実施します。

平成24年12月18日変更

この契約約款は、平成24年12月18日から実施します。

平成25年4月1日変更

この契約約款は、平成25年4月1日から実施します。

平成25年5月20日変更

この契約約款は、平成25年5月20日から実施します。

平成25年6月1日変更

1 この契約約款は、平成25年6月1日から実施します。

2 当社は、平成25年5月31日をもって、IIJmioパーソナルドメインサービスを廃止することとします。同日において有効なIIJmioパーソナルドメインサービスに係るIIJmioサービス契約は、同日をもって解約されるものとします。

3 当社は、平成25年5月31日をもって、IIJmioシンプルDNSサービスを廃止することとします。同日において有効なIIJmioシンプルDNSサービスに係るIIJmioサービス契約は、同日をもって解約されるものとします。

平成25年7月1日変更

この契約約款は、平成25年7月1日から実施します。

平成25年9月1日変更

この契約約款は、平成25年9月1日から実施します。

平成25年10月1日変更

この契約約款は、平成25年10月1日から実施します。

平成25年10月7日変更

この契約約款は、平成25年10月7日から実施します。

平成25年12月2日変更

この契約約款は、平成25年12月2日から実施します。

平成26年3月3日変更

1 この契約約款は、平成26年3月3日から実施します。

2 前項の実施日前に締結された、タイプを「Bフレッツ／ファミリー・マンションタイプ」とするIIJmio FiberAccess/SFサービス契約は、タイプを「フレッツ光／ファミリー・マンションタイプ」とするIIJmio FiberAccess/SFサービス契約として有効に存続するものとします。

3 第1項の実施日前に締結された、タイプを「Bフレッツ／ベーシックタイプ」とするIIJmio FiberAccess/SFサービス契約は、タイプを「フレッツ光／ベーシックタイプ」とするIIJmio FiberAccess/SFサービス契約として有効に存続するものとします。

4 第1項の実施日前に締結された、タイプを「Bフレッツ／ファミリー・マンションタイプ」とするIIJmio FiberAccess/DFサービス契約は、タイプを「フレッツ光／ファミリー・マンションタイプ」とするIIJmio FiberAccess/DFサービス契約として有効に存続するものとします。

5 第1項の実施日前に締結された、タイプを「Bフレッツ／ベーシックタイプ」とするIIJmio FiberAccess/DFサービス契約は、タイプを「フレッツ光／ベーシックタイプ」とするIIJmio FiberAccess/DFサービス契約として有効に存続するものとします。

平成26年3月13日変更

この契約約款は、平成26年3月13日から実施します。

平成26年3月24日変更

この契約約款は、平成26年3月24日から実施します。

平成26年4月1日変更

この契約約款は、平成26年4月1日から実施します。

平成26年4月17日変更

この契約約款は、平成26年4月17日から実施します。

平成26年6月17日変更

この契約約款は、平成26年6月17日から実施します。

平成26年7月1日変更

この契約約款は、平成26年7月1日から実施します。

平成26年8月8日変更

この契約約款は、平成26年8月8日から実施します。

平成26年9月1日変更

この契約約款は、平成26年9月1日から実施します。

平成26年10月1日変更

この契約約款は、平成26年10月1日から実施します。

平成26年11月14日変更

この契約約款は、平成26年11月14日から実施します。

平成26年12月1日変更

この契約約款は、平成26年12月1日変更から実施します。

平成27年1月1日変更

この契約約款は、平成27年1月1日変更から実施します。

平成27年2月12日変更

この契約約款は、平成27年2月12日から実施します。

平成27年2月26日変更

この契約約款は、平成27年2月26日から実施します。

平成27年3月17日変更

この契約約款は、平成27年3月17日から実施します。

平成27年4月1日変更

この契約約款は、平成27年4月1日から実施します。

平成27年5月1日変更

この契約約款は、平成27年5月1日から実施します。

平成27年7月1日変更

この契約約款は、平成27年7月1日から実施します。

平成27年7月7日変更

この契約約款は、平成27年7月7日から実施します。

平成27年7月23日変更

この契約約款は、平成27年7月23日から実施します。

平成27年8月11日変更

この契約約款は、平成27年8月11日から実施します。

平成27年9月1日変更

この契約約款は、平成27年9月1日から実施します。

平成27年9月16日変更

この契約約款は、平成27年9月16日から実施します。

平成27年10月1日変更

この契約約款は、平成27年10月1日から実施します。

平成27年10月27日変更

この契約約款は、平成27年10月27日から実施します。

平成27年11月17日変更

この契約約款は、平成27年11月17日から実施します。

平成28年1月4日変更

この契約約款は、平成28年1月4日から実施します。

平成28年3月1日変更

この契約約款は、平成28年3月1日から実施します。

平成28年3月16日変更

この契約約款は、平成28年3月16日から実施します。

平成28年4月1日変更

1 この契約約款は、平成28年4月1日から実施します。

2 平成28年4月1日にIIJmioサービスに統合されたことによるIIJ4Uサービスの扱いの内容は、以下のとおりとします。

- (1) 契約者がIIJ4Uサービスで利用していた個々のサービスと個々のIIJmioサービスとの関係は、別途当社がIIJmioサービスのWebサイト上で開示するものとします。
- (2) 契約者がIIJ4Uサービスにおいて当社に登録していた情報は、IIJmioサービスで利用されるものとし、その取扱いは別途当社がIIJmioサービスのwebサイト上で開示するものとします。
- (3) IIJmioサービス契約約款第12条第1項に定めるメールアドレスは、IIJ4Uサービスにおいて当社が発行したメールアドレスであって当社が指定するものとします。なお、当該メールアドレスは契約者自身により変更が可能です。

3 平成28年3月31日以前の契約約款に基づき成立した、品目を「クラウドバックアップ AOSBOX Android Pro」とするモバイルオプションに係るIIJmioサービス契約は、品目を「クラウドバックアップ AOS Cloud」とするモバイルオプションに係るIIJmioサービス契約として有効に存続するものとします。

平成28年4月21日変更

この契約約款は、平成28年4月21日から実施します。

平成28年5月21日変更

この契約約款は、平成28年5月21日から実施します。

平成28年6月1日変更

この契約約款は、平成28年6月1日から実施します。

平成28年7月1日変更

この契約約款は、平成28年7月1日から実施します。

平成28年7月7日変更

この契約約款は、平成28年7月7日から実施します。

平成28年8月3日変更

この契約約款は、平成28年8月3日から実施します。

平成28年8月16日変更

この契約約款は、平成28年8月16日から実施します。

平成28年9月26日変更

この契約約款は、平成28年9月26日から実施します。

平成28年10月1日変更

1 この契約約款は、平成28年10月1日から実施します。

2 前項の実施日前に締結された、IIJmio高速モバイル/Dサービスに係るIIJmioサービス契約は、タイプを「タイプD」とするIIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約として有効に存続するものとします。

平成28年10月24日変更

この契約約款は、平成28年10月24日から実施します。

平成28年12月1日変更

この契約約款は、平成28年12月1日から実施します。

平成29年1月1日変更

この契約約款は、平成29年1月1日から実施します。

平成29年2月1日変更

この契約約款は、平成29年2月1日から実施します。

平成29年3月1日変更

この契約約款は、平成29年3月1日から実施します。

平成29年5月1日変更

この契約約款は、平成29年5月1日から実施します。

平成29年6月1日変更

この契約約款は、平成29年6月1日から実施します。

平成29年6月9日変更

この契約約款は、平成29年6月9日から実施します。

平成29年7月1日変更

この契約約款は、平成29年7月1日から実施します。

平成29年8月1日変更

1 この契約約款は、平成29年8月1日から実施します。

2 前項の実施日前に締結された、品目を「スマホでUSEN」とするモバイルオプションに係るIIJmioサービス契約は、品目を「SMART USEN」とするモバイルオプションに係るIIJmioサービス契約として有効に存続するものとします。

平成29年9月22日変更

この契約約款は、平成29年9月22日から実施します。

平成29年11月1日変更

この契約約款は、平成29年11月1日から実施します。

平成29年12月15日変更

この契約約款は、平成29年12月15日から実施します。

平成30年1月1日変更

この契約約款は、平成30年1月1日から実施します。

平成30年2月1日変更

この契約約款は、平成30年2月1日から実施します。

平成30年3月1日変更

この契約約款は、平成30年3月1日から実施します。

平成30年4月1日変更

この契約約款は、平成30年4月1日から実施します。

平成30年8月9日変更

この契約約款は、平成30年8月9日から実施します。

平成30年8月30日変更

1 この契約約款は、平成30年8月30日から実施します。

2 前項の実施日前に締結されたSIM形状区分を標準SIM、microSIM若しくはnanoSIMとするIIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約は、前項の実施日以降も、前項の実施日以前のIIJmioサービス契約約款に記載された契約条項に基づいて有効に存続するものとします。ただし、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスにおける異なる形状区分への変更は、マルチSIMへの変更に限り有効に存続するものとします。

平成30年10月1日変更

この契約約款は、平成30年10月1日から実施します。

平成31年2月1日変更

この契約約款は、平成31年2月1日から実施します。

平成31年3月1日変更

この契約約款は、平成31年3月1日から実施します。

別紙1 IIJmio DSL/SFサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmio DSL/SFサービスの最低利用期間は、課金開始日から起算して1ヵ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは静的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmio DSL/SFサービスを利用することはできません。
- (3) 契約者は、IIJmio DSL/SFサービスを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあつては、変更後の場所において、同一契約でのIIJmio DSL/SFサービスを利用することができない場合があります。
- (4) IIJmio DSL/SFサービスにおける課金開始日は、一契約者ごとに、当社側においてIIJmio DSL/SFサービスが提供可能となった日（契約者が当該日において、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」を利用可能となっているか否かを問いません。）から1週間が経過した日とします。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio DSL/SFサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio DSL/SFサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があつた日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmioDSL/SFサービスは、初期契約解除制度の対象です。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio DSL/SFサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio DSL/SFサービスの月額料金の額は、5,184円（本体価格4,800円）とします。

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio DSL/SFサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) IIJmio DSL/SFサービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙2 IIJmioセーフティメールサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmioセーフティメールサービスの最低利用期間は、1ヵ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者が利用する電子メールソフトウェアの仕様によっては、IIJmioセーフティメールサービスの機能の一部が利用できない場合があります。
- (2) IIJmioセーフティメールサービスで利用するメールアカウントの数は一であり、メールアカウントを

変更することはできません。

- (3) IIJmioセーフティメールサービスで利用するメールアドレスに係るドメイン名は、当社が指定します。当該メールアドレス又は当該ドメイン名以外のメールアドレス又はドメイン名を用いてIIJmioセーフティメールサービスを利用することはできません。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmioセーフティメールサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmioセーフティメールサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmioセーフティメールサービスは、初期契約解除制度の対象ではありません。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmioセーフティメールサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmioセーフティメールサービスの月額料金の額は、324円（本体価格300円）とします。

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmioセーフティメールサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 電子メールの受発信機能及びその附加機能が常に利用可能であること。
- (2) 電子メール受発信時のウイルス検出・駆除、迷惑メールフィルタ等の附加機能が、完全性、正確性及び契約者への利用目的への適合性を有していること。
- (3) 電子メールを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙3 IIJmio FiberAccess/SFサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmioFiberAccess/SFサービスの最低利用期間は、1ヶ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、NTTが提供する「Bフレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」（当社が指定する区域に係るものに限り、若しくは「フレッツ 光ライト」又はNTT西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスはIPv4アドレスにあつては静的なもの、IPv6アドレスにあつては当社が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づくものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmio FiberAccess/SFサービスを利用することはできません。
- (3) 契約者は、IIJmio FiberAccess/SFサービスを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあつては、変更後の場所において、同一契約でのIIJmio FiberAccess/SFサービスを利用することができない場合があります。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio FiberAccess/SFサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio FiberAccess/SFサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio FiberAccess/SFサービスは、初期契約解除制度の対象です。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio FiberAccess/SFサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio FiberAccess/SFサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

タイプ	月額料金の額
フレッツ光／ファミリー・マンションタイプ	8,640円（本体価格8,000円）
フレッツ光／ベーシックタイプ	12,960円（本体価格12,000円）
フレッツ・光プレミアム／ファミリー・マンションタイプ	8,640円（本体価格8,000円）

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio FiberAccess/SFサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) IIJmio FiberAccess/SFサービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙4 IIJmio DSL/DFサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmioDSL/DFサービスの最低利用期間は、課金開始日から起算して1ヵ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmio DSL/DFサービスを利用することはできません。
- (3) 契約者は、IIJmio DSL/DFサービスを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあつては、変更後の場所において、同一契約でのIIJmio DSL/DFサービスを利用することができない場合があります。
- (4) IIJmio DSL/DFサービスにおける課金開始日は、一契約者ごとに、当社側においてIIJmio DSL/DFサービスが提供可能となった日（契約者が当該日において、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」を利用可能となっているか否かを問いません。）から1週間が経過した日とします。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio DSL/DFサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio DSL/DFサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第4項関係）

IIJmioDSL/DFサービスは、初期契約解除制度の対象です。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio DSL/DFサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio DSL/DFサービスの月額料金の額は、1,512円（本体価格1,400円）とします。

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio DSL/DFサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) IIJmio DSL/DFサービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙5 IIJmio FiberAccess/NFサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmio FiberAccess/NFサービスの最低利用期間は、1ヶ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、NTTが提供する「フレッツ 光ネクスト」（当社が指定する区域に係るものに限り、）又は「フレッツ 光ライト」の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスはIPv6アドレスにあってはIPv6アドレスの割当を行う事業者が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づくもの、IPv4アドレスにあっては動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmio FiberAccess/NFサービスを利用することはできません。
- (3) 契約者は、IIJmio FiberAccess/NFサービスを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあっては、変更後の場所において、同一契約でのIIJmio FiberAccess/NFサービスを利用することができない場合があります。
- (4) IIJmio FiberAccess/NFサービスにおけるIPv4アドレス及びIPv6アドレスによる相互通信は、サービスの利用開始までに要する期間として当社が定め契約者に通知する一定期間の経過後に可能となります。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio FiberAccess/NFサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

- (1) IIJmio FiberAccess/NFサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。
- (2) 前号のほか、IIJmio FiberAccess/NFサービスの解除は、第21条（契約者の解除）の規定にかかわらず、当社に対する解除の意思表示のほか、契約者とNTTとの間の「フレッツ 光ネクスト」又は「フレッツ 光ライト」の利用に関する契約が終了することをもって効力が生ずるものとします。この場合におけるIIJmio FiberAccess/NFサービスに係るIIJmioサービスの解除の日は、契約者とNTTとの間の当該契約の終了の時期に依存して定まります。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio FiberAccess/NFサービスは、初期契約解除制度の対象です。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio FiberAccess/NFサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio FiberAccess/NFサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

タイプ	月額料金の額
フレッツ 光ネクスト	2,160円（本体価格2,000円）
フレッツ 光ライト	2,160円（本体価格2,000円）

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio FiberAccess/NFサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) IIJmio FiberAccess/NFサービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙6 IIJmio FiberAccess/DFサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmio FiberAccess/DFサービスの最低利用期間は、1ヶ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、NTTが提供する「Bフレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」（当社が指定する区域に係るものに限ります。）若しくは「フレッツ 光ライト」又はNTT西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスはIPv4アドレスにあつては動的なもの、IPv6アドレスにあつては当社が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づくものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmio FiberAccess/DFサービスを利用することはできません。
- (3) 契約者は、IIJmio FiberAccess/DFサービスを利用する場所を任意に変更することができますが、当社が指定する範囲の変更の場合にあつては、変更後の場所において、同一契約でのIIJmio FiberAccess/DFサービスを利用することができない場合があります。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio FiberAccess/DFサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio FiberAccess/DFサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があつた日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio FiberAccess/DFサービスは、初期契約解除制度の対象です。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio FiberAccess/DFサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio FiberAccess/DFサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

タイプ	月額料金の額
フレッツ光／ファミリー・マンションタイプ	2,160円（本体価格2,000円）
フレッツ光／ベーシックタイプ	7,560円（本体価格7,000円）
フレッツ・光プレミアム／ファミリー・マンションタイプ	2,160円（本体価格2,000円）

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio FiberAccess/DFサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) IIJmio FiberAccess/DFサービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙7 IIJmio FiberAccess/DCサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmio FiberAccess/DCサービスの最低利用期間は、1ヶ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、中部テレコミュニケーション株式会社が提供する「コミュファ光」の契約者である必要があります。
- (2) 契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmio FiberAccess/DCサービスを利用することはできません。
- (3) 契約者は、「コミュファ光」が利用可能な範囲において、IIJmio FiberAccess/DCサービスを利用する場所を任意に変更することができます。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio FiberAccess/DCサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio FiberAccess/DCサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日から5日を経過する日とします。ただし、当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日に解除の効力が生じます。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio FiberAccess/DCサービスは、初期契約解除制度の対象です。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio FiberAccess/DCサービスの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio FiberAccess/DCサービスの月額料金の額は、2,160円（本体価格2,000円）とします。

8. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio FiberAccess/DCサービスは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信が常に利用可能であること。
- (2) IIJmio FiberAccess/DCサービスを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙8 IIJmioモバイルサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmioモバイルサービスの最低利用期間は、料金グループ毎に課金開始日から課金開始日の属する月の翌月末日までの期間とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) IIJmioモバイルサービス利用の申込は、当社が指定する代理店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。
- (2) 契約者がIIJmioモバイルサービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してIIJmioモバイルサービスを利用することはできません。
- (3) IIJmioモバイルサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (4) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。
- (5) MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、IIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約の契約者が同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP転入手続きは、IIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とするSIMカードへの機能区分の変更の申込又はSIMカードの追加の申込と同時にを行う必要があります。
 - (iv) 契約者は、MNP転入手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該SIMカードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP予約番号の有効期限日の前日までに当該SIMカードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP予約番号の有効期限日に当該SIMカードを開通させるものとしします。
- (6) 契約者は、当社が指定する貸与機器（SIMカード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。）以外の通信手段を用いたIIJmioモバイルサービスの利用、及びIIJmioモバイルサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとしします。
- (7) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとしします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとしします。
 - (i) IIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) SIMカードを削除した場合
 - (iii) ファミリーシェアプランからミニマムスタートプラン、ライトスタートプラン又はケータイプランに変更した場合（SIMカードの数の減少を伴う変更に限ります。）
 - (iv) 異なるタイプ区分のSIMカードへ変更した場合
 - (v) 異なる機能区分のSIMカードへ変更した場合
 - (vi) 契約者自身によるマルチSIMカードの加工後に、SIMカードの再発行を行った場合
 - (vii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (9) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者は、SIMカードの引渡し後14日以内に当社に申し出るにより交換を請求することができます。
- (10) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとしします。
- (11) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとしします。
- (12) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものと

- します。
- (13) 契約者は、当社に対し、亡失品(第8号及び第10号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとし、
 - (14) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとし、
 - (15) 契約者は、IIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとし、
 - (16) 契約者は、音声通話機能付きSIMカード及び音声通話機能専用SIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモ又はKDDIが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとし、当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとし、
 - (17) IIJmioモバイルサービスにおいては、第16条(利用の制限)及び第18条(利用の停止等)に定めるほか、IIJmioモバイルサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります。)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとし、
 - (18) タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各目に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとし、
 - (i) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
 - (ii) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備
 - (19) タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとし、
 - (20) 青少年ネット環境整備法第15条の定めにより、利用者が青少年である場合、契約者は、当社が提供する「モバイルオプション i-フィルター for マルチデバイス」(同法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。)を別途契約しない限り、当該青少年である利用者に、IIJmioモバイルサービスを利用させることはできません。ただし、当該利用者の保護者が「モバイルオプション i-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
 - (21) 利用者が青少年である場合、IIJmioモバイルサービスに関連性を有する移動無線機器を購入するに際して、契約者は、当社又は当社が指定する代理店が講ずる青少年有害情報フィルタリング有効化措置に従うものとし、ただし、当該利用者(利用者が契約者自身である場合も含みます。)の保護者が青少年有害フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
 - (22) 同一mioIDにおいて契約可能な音声通話機能付きSIMカードの数には、当社の定める上限があるものとし、
 - (23) データオプションの利用には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 料金プラン区分をケータイプランとするIIJmioモバイルサービスでは、データオプションを利用することはできません。
 - (ii) データオプションの利用の申し込みは、SIMカードの追加の申し込みと同時にすることはできません。
 - (iii) データオプションの利用可能数の上限は、一の料金グループあたり、一の品目を20GBとするデータオプション及び一の品目を30GBとするデータオプションとします。
 - (iv) データオプションの利用開始日(データオプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の利用可能クーポン容量は、各品目に応じて、データオプションの利用開始日から当該日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。
 - (v) データオプションの利用終了日は、契約者がデータオプションの利用終了を当社に通知した日(以

下「データオプション利用終了通知日」とします。)の属する月の末日とします。ただし、データオプション利用終了通知日がデータオプションの利用開始日の属する月と同一の月に属するときは、データオプションの利用終了日は、データオプション利用終了通知日の属する月の翌月末日とします。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmioモバイルサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なるタイプ区分のSIMカードへの変更
- (2) 異なる機能区分のSIMカードへの変更
- (3) 異なる料金プランへの変更（暦月単位でのみ変更を行うことができます。）
- (4) SIMカードの数（ケータイププランを除きます。ミニマムスタートプラン及びライトスタートプランにおいては2枚、ファミリーシェアプランにおいては10枚を上限とします。また、契約者が当社に対しMNPによる転出を通知した場合にあっては、該当電話番号に係る音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードの削除を請求したものとみなされます。）
- (5) 料金グループの集約（同一mioIDにおいて複数の料金グループが存在する場合において、特定のSIMカードの所属する料金グループを変更することをいいます。料金グループの集約には、以下の条件が適用されます。）
 - (i) 暦月単位でのみ行うことができます。
 - (ii) 暦月末日に申込を行うことはできません。
 - (iii) 所属する料金グループを変更するSIMカードに係るIIJmioモバイルサービスは、最低利用期間を経過している必要があります。
 - (iv) 同一の暦月において、特定の料金グループの料金プランを変更し、かつ、当該料金グループを変更先の料金グループとして指定する場合には、それぞれの申込みを同時に行う必要があります。
 - (v) バンドルクーポン、追加クーポン、データオプション及びモバイルオプションは料金グループの集約の対象外とします。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

- (1) IIJmioモバイルサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 次に掲げるいずれかの事由により、特定の料金グループに所属するSIMカードの数が0となる場合、契約者は、当該料金グループに係るIIJmioモバイルサービスについて解除の通知をしたものとみなされます。
 - (i) 当社に対しMNPによる転出を通知した場合
 - (ii) 料金グループの集約を通知した場合

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmioモバイルサービスは、音声通話機能付きSIMカード及び音声通話機能専用SIMカードに係るIIJmioモバイルサービスを除き、初期契約解除制度の対象ではありません。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項関係）

IIJmioモバイルサービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (1) 貸与機器の回復に要する費用（別紙8第2項第11号関係）

SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとする）にあっては、一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。ただし、第2項第9号に定める初期不良による交換に該当する場合にあっては0円。

 - (i) SIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあっては425円（本体価格394円）、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあっては438円（本体価格406円）
 - (ii) SIMカード再発行手数料として、2,160円（本体価格2,000円）
- (2) 亡失負担金（別紙8第2項第13号関係）

一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。

 - (i) SIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあっては425円（本体価格394円）、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあっては438円（本体価格406円）

- (ii) SIMカード再発行手数料として、2,160円(本体価格2,000円)
- (3) 異なるタイプ区分のSIMカードへの変更にあつては要する費用(別紙8第3項第1号関係)
 - 一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。
 - (i) SIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあつては425円(本体価格394円)、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあつては438円(本体価格406円)
 - (ii) SIMカード交換手数料として2,160円(本体価格2,000円)
- (4) 異なる機能区分のSIMカードへの変更にあつては要する費用(別紙8第3項第2号関係)
 - 一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。
 - (i) SIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあつては425円(本体価格394円)、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあつては438円(本体価格406円)
 - (ii) SIMカード交換手数料として2,160円(本体価格2,000円)
- (5) 契約者による加工後におけるSIMカードの再発行にあつては要する費用

契約者自身による加工後(契約者自身で加工することにより、SIMカードの大きさを、標準、micro又はnanoのいずれかにすることができます。)においてSIMカードの再発行を行う場合には、一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。ただし、異なるタイプ区分のSIMカードへの変更又は異なる機能区分のSIMカードへの変更と同時の場合にあつては0円。

 - (i) SIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあつては425円(本体価格394円)、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあつては438円(本体価格406円)
 - (ii) SIMカード再発行手数料として、2,160円(本体価格2,000円)
- (6) 異なる料金プランへの変更にあつては要する費用(別紙8第3項第3号関係)

SIMカードを追加する場合にあつては、次の各目に定める費用の合計。ただし、SIMカードを追加しない場合には0円。

 - (i) 一SIMカードにつきSIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあつては425円(本体価格394円)、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあつては438円(本体価格406円)
 - (ii) 追加するSIMカードの数にかかわらず、一変更につきSIMカード追加手数料として2,160円(本体価格2,000円)
- (7) SIMカードの数の変更にあつては要する費用(別紙8第3項第4号関係)
 - 一SIMカードの追加につき次の各目に定める費用の合計。SIMカードの削除にあつては0円。
 - (i) SIMカード発行手数料として、タイプをタイプDとするIIJmioモバイルサービスにあつては425円(本体価格394円)、タイプをタイプAとするIIJmioモバイルサービスにあつては438円(本体価格406円)
 - (ii) SIMカード追加手数料として2,160円(本体価格2,000円)
- (8) MNPによる転出にあつては要する費用(別紙8第3項第4号及び第4項第2号関係)
 - 一転出につきMNP転出手数料として3,240円(本体価格3,000円)
- (9) 代理店における手数料(別紙8第2項第11号、第3項第2号及び第4号関係)

当社が指定する代理店において次の各目の手続きを行う場合にあつては、第1号、第4号又は第7号に定める費用の他、一SIMカードにつきSIMカード即日発行手数料として1,080円(本体価格1,000円)

 - (i) 別紙8第2項第11号に定める貸与機器の回復
 - (ii) 別紙8第3項第4号に定めるSIMカードの追加
- (10) 料金グループの集約にあつては要する費用(別紙8第3項第5号関係)
 - 一の変更先料金グループに係る変更申込毎に契約変更手数料として2,160円(本体価格2,000円)

7. 初期費用の額(第23条関係)

IIJmioモバイルサービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

料金プラン	初期費用の額
ミニマムスタートプラン	3,240円(本体価格3,000円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、SIMカード1枚あたり タイプDにあつては425円(本体価格394円) タイプAにあつては438円(本体価格406円)

ライトスタートプラン	3,240円(本体価格3,000円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、SIMカード1枚あたり タイプDにあつては425円(本体価格394円) タイプAにあつては438円(本体価格406円)
ファミリーシェアプラン	3,240円(本体価格3,000円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、SIMカード1枚あたり タイプDにあつては425円(本体価格394円) タイプAにあつては438円(本体価格406円)
ケータイプラン	3,240円(本体価格3,000円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、 タイプDにあつては425円(本体価格394円) タイプAにあつては438円(本体価格406円)

8. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmioモバイルサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	月額料金の額
ミニマムスタートプラン	1枚まで972円(本体価格900円) 上記の他、1枚の追加SIMカードを利用している場合、追加SIM利用料として432円(本体価格400円)
ライトスタートプラン	1枚まで1,641.6円(本体価格1,520円) 上記の他、1枚の追加SIMカードを利用している場合、追加SIM利用料として432円(本体価格400円)
ファミリーシェアプラン	3枚まで2,764.8円(本体価格2,560円) 上記の他、4枚目から10枚目までのSIMカードを利用している場合、1枚あたり追加SIM利用料として432円(本体価格400円)
ケータイプラン	993.6円(本体価格920円)

- 備考** (1) ケータイプランを除くすべての料金プランにおいて、バンドルクーポンを利用することができます。当該バンドルクーポンは、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。
- (2) ミニマムスタートプラン及びライトスタートプランにおいて利用することができるSIMカード数の上限は2とし、ファミリーシェアプランにおいて利用することができるSIMカード数の上限は10とします。
- (3) 第2項第9号に定める初期不良による交換に該当する場合、当該交換後のSIMカードが契約者に引き渡されるまでの料金は課金されません。
- (4) 第3項第5号に定める料金グループの集約において、変更元料金グループのバンドルクーポンを変更先料金グループのバンドルクーポンとして利用することはできません。
- (5) ケータイプランの月額料金は、契約者が指定した送付先に当該プランで利用する音声通話機能専用SIMカードが到着する日として当社が指定した日又は当社が指定する代理店において契約者に音声通話機能専用SIMカードを受け渡した日（以下、別紙8において「音声通話機能専用SIMカード利用開始日」といいます。）から発生します。

(2) 追加クーポン利用料金

料金プラン	月額料金の額
ミニマムスタートプラン	100MBにつき216円(本体価格200円)
ライトスタートプラン	100MBにつき216円(本体価格200円)
ファミリーシェアプラン	100MBにつき216円(本体価格200円)

- 備考** (1) 追加クーポンは、100MBを1単位とし、1ヶ月あたりの利用可能数の上限は30とします。
- (2) 追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヶ月後の月末までの期間において有効とします。
- (3) 第3項第5号に定める料金グループの集約において、変更元料金グループの追加クーポンを

更先料金グループの追加クーポンとして利用することはできません。

(3) IIJmioクーポンカード利用料金

細目	料金
IIJmioクーポンカード利用料金	当社が指定する代理店において示す金額

備考 契約者は、当社が別途提供する前払い式のIIJmioクーポンカード（電磁的方法により提供されるものを含みます。）を購入することにより、当該カードに記載された容量のクーポンを利用することができます。

(4) SMS機能付きSIMカード利用料

(i) タイプD関係

細目	料金
基本料金（月額）	1SIMカードにつき151.2円（本体価格140円）
SMS料金	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

備考 (1) 基本料金（月額）は、契約者が指定した送付先にSMS機能付きSIMカードが到着した日又は当社が指定する代理店において契約者にSMS機能付きSIMカードを受け渡した日の属する月の翌月から発生します。

(2) SMS機能付きSIMカードの利用の終了（機能区分の変更、SIMカードの削除又はIIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記SMS機能付きSIMカード利用料の表中において基本料金（月額）の額として定める金額とします。

(3) SMS料金とは、SMSの利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(4) SMS機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(ii) タイプA関係

細目	料金
SMS料金	KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

備考 (1) SMS料金とは、SMSの利用に応じて支払を要する料金として定めるものです。

(2) SMS機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(5) 音声通話機能付きSIMカード利用料

(i) タイプD関係

細目	料金
基本料金（月額）	1SIMカードにつき756円（本体価格700円）
留守番電話利用料（月額）	1SIMカードにつき324円（本体価格300円）
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIMカードにつき216円（本体価格200円）
通話定額利用料（月額）	1SIMカードにつき648円（本体価格600円）（注1） 又は 1SIMカードにつき896.4円（本体価格830円）（注2）

SMS料金	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において通話モードに係る料金及び64kb/sデジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10.8円（本体価格10円）（注3）
通話料金（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません） ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円（消費税は課税されません）（注3）（注4）
国際ローミング料金	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

（注1） 1音声通話あたり3分以内（同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり10分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注2） 1音声通話あたり10分以内（同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり30分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注3） 音声通話機能付きSIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。

（注4） 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

備考 (1) 基本料金（月額）は、契約者が指定した送付先に音声通話機能付きSIMカードが到着する日として当社が指定した日又は当社が指定する代理店において契約者に音声通話機能付きSIMカードを受け渡した日（以下、別紙8において「音声通話機能付きSIMカード利用開始日」といいます。）から発生します。

(2) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了（機能区分の変更、SIMカードの削除、MNPによる転出又はIIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

(3) 留守番電話、割り込み電話着信及び通話定額の利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。

(4) 留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。通話定額利用料（月額）にあっては、通話定額オプションの利用開始日（通話定額オプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において、通話定額利用料（月額）の額として定める金額とします。

(5) 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び通話定額利用料オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）及び通話定額利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中においてそれぞれの料金の額として定める金額とします。

(6) SMS料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(7) 契約者の通話回数及び通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はIIJmioモバイルサービスの利用を停止することがあります。

(8) 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。

(9) 次の各目のいずれにも該当する場合の通話料金（国内）は、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において定める通話料金（国内）の金額から2割を減じた額とします。

(i) 同一mioIDにおいて、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係る2以上の音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードを利用している場合

(ii) 前目の音声通話機能付きSIMカード間での音声通話（日本国内から発信する場合に限ります。）

(10) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(11) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(12) 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(ii) タイプA関係

細目	料金
基本料金（月額）	1SIMカードにつき756円（本体価格700円）
留守番電話利用料（月額）	1SIMカードにつき324円（本体価格300円）
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIMカードにつき216円（本体価格200円）
迷惑電話拒否機能利用料（月額）	1SIMカードにつき108円（本体価格100円）
通話定額利用料（月額）	1SIMカードにつき648円（本体価格600円）（注1） 又は 1SIMカードにつき896.4円（本体価格830円）（注2）
SMS料金	KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款において通常通話に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10.8円（本体価格10円）（注3）
通話料金（国際）	KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款においてau国際通話に係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません） ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円（消費税は課税されません）（注3）（注4）

国際ローミング料金	KDDIが定める a u (L T E) 通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません)
-----------	--

(注1) 1音声通話あたり3分以内(同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり10分以内)の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

(注2) 1音声通話あたり10分以内(同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり30分以内)の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

(注3) 音声通話機能付きSIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。

(注4) 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

備考 (1) 基本料金(月額)は、契約者が指定した送付先に音声通話機能付きSIMカードが到着する日として当社が指定した日又は当社が指定する代理店において契約者に音声通話機能付きSIMカードを受け渡した日(以下、別紙8において「音声通話機能付きSIMカード利用開始日」といいます。)から発生します。

(2) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了(機能区分の変更、SIMカードの削除、MNPによる転出又はIIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。)に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

(3) 留守番電話、割り込み電話着信、迷惑電話拒否機能及び通話定額の利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話拒否機能オプション及び通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。

(4) 留守番電話利用料(月額)、割り込み電話着信利用料(月額)及び迷惑電話拒否機能利用料(月額)は、留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び迷惑電話拒否機能オプションの利用開始日(当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)から発生します。通話定額利用料(月額)にあっては、通話定額オプションの利用開始日(通話定額オプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において、通話定額利用料(月額)の額として定める金額とします。

(5) 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話拒否機能オプション及び通話定額利用料オプションの利用の終了に係る日(契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。)の属する月の留守番電話利用料(月額)、割り込み電話着信利用料(月額)、迷惑電話拒否機能利用料(月額)及び通話定額利用料(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中においてそれぞれの料金の額として定める金額とします。

(6) SMS料金、通話料金(国内)、通話料金(国際)及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金(月額)留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(7) 契約者の通話回数及び通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はIIJmioモバイルサービスの利用を停止することがあります。

(8) 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。

(9) 次の各目のいずれにも該当する場合の通話料金(国内)は、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において定める通話料金(国内)の金額から2割を減じた額とします。

(i) 同一mioIDにおいて、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係る2以

上の音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードを利用している場合
(ii)前目の音声通話機能付きSIMカード間での音声通話（日本国内から発信する場合に限ります。）

(10) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいずれであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(11) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(12) 電報サービスその他音声通話機能に付帯してKDDIが利用可能としているサービスを利用した場合、KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(6) 音声通話機能専用SIMカード利用料

(i) タイプD関係

細目	料金
留守番電話利用料（月額）	1SIMカードにつき324円（本体価格300円）
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIMカードにつき216円（本体価格200円）
通話定額利用料（月額）	1SIMカードにつき648円（本体価格600円）（注1） 又は 1SIMカードにつき896.4円（本体価格830円）（注2）
通話料金（国内）	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において通話モードに係る料金及び64kb/sデジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10.8円（本体価格10円）（注3）
通話料金（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません） ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円（消費税は課税されません）（注3）（注4）
国際ローミング料金	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

（注1） 1音声通話あたり3分以内（同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり10分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注2） 1音声通話あたり10分以内（同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり30分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注3） 音声通話機能専用SIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。

（注4） 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

備考 (1) 留守番電話、割り込み電話着信及び通話定額の利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。

(2) 留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。通話定額利用料（月額）にあっては、通話定額

オプションの利用開始日（通話定額オプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能専用SIMカード利用料の表中において、通話定額利用料（月額）の額として定める金額とします。

(3) 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び通話定額利用料オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）及び通話定額利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能専用SIMカード利用料の表中においてそれぞれの料金の額として定める金額とします。

(4) 国際ローミングは、別途、追加クーポン（IIJmioクーポンカードによる追加クーポンを含みます。）の利用の申し込みをすることにより、利用可能となります。

(5) 通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、支払を要する料金として定めるものです。

(6) 契約者の通話回数及び通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はIIJmioモバイルサービスの利用を停止することがあります。

(7) 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。

(8) 次の各目のいずれにも該当する場合の通話料金（国内）は、上記音声通話機能専用SIMカード利用料の表中において定める通話料金（国内）の金額から2割を減じた額とします。

(i) 同一mioIDにおいて、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係る2以上の音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードを利用している場合

(ii) 前目の音声通話機能付きSIMカード間での音声通話（日本国内から発信する場合に限ります。）

(9) 音声通話機能専用SIMカードの利用の終了にかかわらず、音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(10) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、利用月より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(11) 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(ii) タイプA関係

細目	料金
基本料金（月額）	1SIMカードにつき756円（本体価格700円）
留守番電話利用料（月額）	1SIMカードにつき324円（本体価格300円）
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIMカードにつき216円（本体価格200円）
迷惑電話拒否機能利用料（月額）	1SIMカードにつき108円（本体価格100円）
通話定額利用料（月額）	1SIMカードにつき648円（本体価格600円）（注1） 又は 1SIMカードにつき896.4円（本体価格830円）（注2）
SMS料金	KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

通話料金（国内）	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款において通常通話に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10.8円（本体価格10円）（注3）
通話料金（国際）	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款において a u 国際通話に係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません） ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円（消費税は課税されません）（注3）（注4）
国際ローミング料金	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません）

（注1） 1音声通話あたり3分以内（同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり10分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注2） 1音声通話あたり10分以内（同一mioID間の音声通話にあっては、1音声通話あたり30分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注3） 音声通話機能専用SIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。

（注4） 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

備考 (1) 留守番電話、割り込み電話着信、迷惑電話拒否機能及び通話定額の利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話拒否機能オプション及び通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。

(2) 留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）及び迷惑電話拒否機能利用料（月額）は、留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び迷惑電話拒否機能オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。通話定額利用料（月額）にあっては、通話定額オプションの利用開始日（通話定額オプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能専用SIMカード利用料の表中において、通話定額利用料（月額）の額として定める金額とします。

(3) 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話拒否機能オプション及び通話定額利用料オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）、迷惑電話拒否機能利用料（月額）及び通話定額利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能専用SIMカード利用料の表中においてそれぞれの料金の額として定める金額とします。

(4) 国際ローミングは、別途、追加クーポン（IIJmioクーポンカードによる追加クーポンを含みます。）の利用の申し込みをすることにより、利用可能となります。

(5) 通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、支払を要する料金として定めるものです。

(6) 契約者の通話回数及び通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はIIJmioモバイルサービスの利用を停止することがあります。

(7) 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又

は、サービス提供を停止する場合があります。

(8) 次の各目のいずれにも該当する場合の通話料金（国内）は、上記音声通話機能専用SIMカード利用料の表中において定める通話料金（国内）の金額から2割を減じた額とします。

(i) 同一mioIDにおいて、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係る2以上の音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードを利用している場合

(ii) 前目の音声通話機能付きSIMカード間での音声通話（日本国内から発信する場合に限ります。）

(9) 音声通話機能専用SIMカードの利用の終了にかかわらず、音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(10) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(11) 電報サービスその他音声通話機能に付帯してKDDIが利用可能としているサービスを利用した場合、KDDIが定めるau（LTE）通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(7) データオプション利用料金

品目	月額料金の額
20GB	3,348円(本体価格3,100円)
30GB	5,400円(本体価格5,000円)

備考 (1) データオプションで割り当てられるクーポンは、データオプションの利用開始日の属する月の翌月末日までの期間において有効とします。

(2) データオプションの利用可能数の上限は、一の料金グループあたり各品目1とします。

(3) 第3項第5号に定める料金グループの集約において、変更元料金グループのデータオプションを変更先料金グループのデータオプションとして利用することはできません。

(8) ユニバーサルサービス料

細目	料金
ユニバーサルサービス料(注1)	2.16円(本体価格2円)/1電話番号(注2)

(注1) ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモ又はKDDIが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにwebサイト上で通知を行うものとします。

(注2) タイプ区分をタイプDとするIIJmioモバイルサービスにおけるM2M等専用番号（M2M等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。）は、ユニバーサルサービス料の対象外とします。

9. 料金の調定（第25条関係）

IIJmioモバイルサービスにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

料金プラン	最低利用期間内解除調定金の額
ミニマムスタートプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金(基本料金)の額とします。
ライトスタートプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金(基本料金)の額とします。
ファミリーシェアプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金(基本料金)の額とします。
ケータイプラン	当該最低利用期間に対応する月額料金(基本料金)の額とします。

10. 音声通話機能付きSIMカード及び音声通話機能専用SIMカード利用の終了の場合の調定金

- (1) 契約者は、音声通話機能付きSIMカード及び音声通話機能専用SIMカードの利用の終了があった場合は、次号が定める方法により算出した音声通話機能解除調定金を支払うものとします。ただし、音声通話機能付きSIMカード及び音声通話機能専用SIMカードをデータ通信専用SIMカード又はSMS機能付きSIMカードに変更した場合を除きます。
- (2) 音声通話機能解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とします。
 - (i) (12ヶ月-利用月数(音声通話機能付きSIMカード利用開始日又は音声通話機能専用SIMカード利用開始日の属する月を0と起算します)) × 1,000円(消費税は課税されません。)

11. 利用不能の場合における料金の調定(第26条第2項関係)

IIJmioモバイルサービスにおいては、IIJmioモバイルサービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第26条(利用不能の場合における料金の調定)第1項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

12. 保証の限定(第36条関係)

IIJmioモバイルサービスは、ドコモ又はKDDIが提供するドコモ又はKDDIの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモ又はKDDIの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、IIJmioモバイルサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙9 IIJmioひかりにおいて定める事項

1. 最低利用期間

- (1) IIJmioひかりの最低利用期間は、課金開始日から起算して2年とします。
- (2) IIJmioひかり電話オプション及びビック光電話オプションの利用における最低利用期間はありません。
- (3) ビック光+安心サポートオプションの利用における最低利用期間は、ビック光+安心サポートオプションの課金開始日から起算して2年とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件(第5条及び第12条第2項関係)

- (1) IIJmioひかりの提供区域は、当社が別途指定するものとします。
- (2) IIJmioひかりの契約者に割り当てられるインターネットネットワークアドレスは動的なものであり、また、当該インターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを利用してIIJmioひかりを利用することはできません。
- (3) IIJmioひかりにおいて利用する回線は、当社を経由して新設する他、契約者とNTTとの契約において敷設が完了したNTTのFTTH回線(以下「既設回線」とします。)を当社の定める条件のもとに、転用することができます。
- (4) 既設回線をIIJmioひかりにおいて利用する回線に転用する場合にあつては、以下の条件が適用されます。
 - (i) 既設回線に係るNTTの契約者と、IIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約の契約者が同一である必要があります。
 - (ii) NTTから取得した既設回線に係る転用承諾番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) IIJmioひかりに係るIIJmioサービス利用の申込と同時に既設回線を指定する必要があります。
- (5) 料金プラン区分をⅡとするIIJmioひかりの利用の申込は、当社が指定する代理店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。ただし、IPoEオプションを除きます。
- (6) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの利用には、以下の条件が適用されます。
 - (i) IIJmioひかり電話オプションの利用にあつては料金プラン区分をⅠとするIIJmioひかり、ビック光電話オプションの利用にあつては料金プラン区分をⅡとするIIJmioひかりの利用の申込が必要です。
 - (ii) 契約者は、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの利用にあたり、当社の定め

る条件のもとに、IP電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、IP電話サービスの提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「LNP」とします。)による転入又は転出を行うことができます。

(iii) IIJmioひかり電話オプションの付加サービス「非通知番号ブロック」を利用するには、IIJmioひかり電話オプションの付加サービス「発信元番号表示」の利用の申込が、ビック光電話オプションの付加サービス「非通知番号ブロック」を利用するには、ビック光電話オプションの付加サービス「発信元番号表示」の利用の申込が必要です。

(iv) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの付加サービス「発信元番号表示」を利用するには、発信元番号表示対応の電話機が必要です。

(7) LNP転入には、以下の条件が適用されます。

(i) 転入元事業者の契約者と、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションに係るIIJmioサービス契約の契約者が同一である必要があります。

(ii) 対象となる回線に係る転入元事業者との契約を解除又は利用休止していただく必要があります。

(iii) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションに係るIIJmioサービス利用の申込と同時にLNP転入手続きを行う必要があります。

(8) 契約者は、当社が指定する貸与機器(回線終端装置その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いたIIJmioひかりの利用を行ってはならないものとします。

(9) ビック光+安心サポートオプションの利用には、以下の条件が適用されます。

(i) 料金プラン区分をⅡとするIIJmioひかりの利用の申込が必要です。

(ii) IIJmioサービス利用の申込と同時に利用申込を行う必要があります。

(10) 契約者は、貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

(i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

(ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(iii) 貸与機器を日本国外に持ち出さないこと

(iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

(11) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

(i) IIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合

(ii) 前記に掲げる他、契約内容の変更等により貸与機器を利用しなくなった場合

(12) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(13) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

(14) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(15) 契約者は、当社に対し、亡失品(第11号及び第12号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

(16) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(17) 契約者は、IIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。

(18) 契約者は、契約者の利用する通信機器、宅内環境及び回線の混雑状況等により、通信速度及び通信品質が低下する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(19) 回線終端場所が、IIJmioひかりの利用料に係る消費税が免税扱いとなる大使館、領事館、在日米軍等の敷地内にある場合、IIJmioひかりを申し込むことはできません。

3. 契約の内容を変更することができる事項(第13条関係)

IIJmioひかりにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1) 回線品目(提供エリア及び回線終端場所の変更を伴わない場合、かつ、同じ料金プラン区分での変更に限ります。また、変更後の回線品目に応じて自動的に同じ料金プラン区分内で料金プランが変更される場

合があります。)

- (2) 回線終端場所(提供エリアの変更を伴わない場合に限り。また、変更後の回線終端場所に応じて自動的に料金プラン及び回線品目に変更される場合があります。)
- (3) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加及び削除
- (4) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加及び削除(同一付加サービスの追加及び削除は、1ヶ月あたり各1回を上限とします。)
- (5) ビック光+安心サポートオプションの削除

4. 契約者からの解除が効力を有する日(第21条第1項関係)

- (1) IIJmioひかりにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知後IIJmioひかりにおいて利用する回線の廃止日として当社がNTTから指定を受ける日とします。
- (2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおいて、契約者が、転入先事業者に対しLNPによる転出を通知し、当社がNTTより当該事実に関する通知を受領した場合は、当該オプション及び当該オプションの附加サービスの削除を通知したものとみなされます。
- (3) ビック光+安心サポートオプションにおける契約者の通知による削除の効力は、当該通知を当社が受ける日とします。ただし、IIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約の解除と同時の場合にあっては、第1号に定める日と同日とします。

5. 初期契約解除制度の適用(第21条第4項関係)

IIJmio ひかりは、初期契約解除制度の対象です。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金(第22条第1項関係)

IIJmioひかりにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (1) 回線の新設及び転用に要する費用(別紙9第2項第3号関係)
 - (i) 提供エリアをNTT東日本エリアとするIIJmioひかりの場合

回線 区分	工事 区分	料金プラン	工事 時間帯	回線の新設及び転用に要する費用の額
----------	----------	-------	-----------	-------------------

新規	有派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	昼間 (8:30 ～ 17:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、18,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、21,000円(税別)
				屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、10,600円(税別)
			夜間 (17:00 ～ 22:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,100円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、26,100円(税別)
				屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、12,580円(税別)
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、28,200円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、31,200円(税別)	
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、14,560円(税別)	
		マンション ビック光マ ンション	昼間 (8:30 ～ 17:00)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある 場合： 1回線あたり新規開通工事費として、15,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、18,000円(税別)
				配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない 場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、10,600円(税別)
				配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、15,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、18,000円(税別)
				配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ

			<p>っては、10,600円(税別)</p>
		<p>夜間 (17:00 ～ 22:00)</p>	<p>配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、19,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、22,200円(税別)</p>
			<p>配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円(税別)</p>
			<p>配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、19,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、22,200円(税別)</p>
			<p>配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円(税別)</p>
		<p>深夜 (22:00 ～ 8:30)</p>	<p>配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,400円(税別)</p>
			<p>配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p>
			<p>配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,400円(税別)</p>
			<p>配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p>
無派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー マンション ビック光マ ンション	-	1回線あたり新規開通工事費として、2,000円(税別)

転用	-	ファミリー ビック光フ ァミリー マンション ビック光マ ンション	-	契約者とNTT東日本との契約において、転用対象の回線の工事費について残債(以下「NTT東日本残債工事費」とします。)がある場合は、当該残債額を請求するものとします。
----	---	--	---	--

備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 土日祝日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)並びに年末年始(12月29日から1月3日までの日とします。以下同じとします。))の日とし、以下同じとします。

(3) 夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。

(4) 上記回線の 신설及び転用に要する費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30~17:00)	11,000円(税別)
夜間(17:00~22:00)	18,000円(税別)
深夜(22:00~8:30)	28,000円(税別)

(5) 上記回線の 신설及び転用に要する費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合、契約者は、当該追加工事費用を支払うものとします。当該追加工事費用の支払いにあつては、NTT東日本又はNTT東日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。

(6) 上記回線の 신설及び転用に要する費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項第6号において定めるIIJmioひかりオプションの追加に要する費用及び第6項第7号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあつては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。

(7) 工事区分を無派遣工事とする新規開通工事費及びNTT東日本残債工事費は、次項第1号定める初期費用の請求月(以下「新規開通工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(8) 工事区分を有派遣工事とする新規開通工事費及び加算工事費は、新規開通工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあつては、当該端数に20を乗じた額を新規開通工事費請求月に請求するものとします。

(9) 前号に掲げる新規開通工事費の完済前にIIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約を解除する場合にあつては、新規開通工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(ii) 提供エリアをNTT西日本エリアとするIIJmioひかりの場合

回線区分	工事区分	料金プラン	工事時間帯	回線の 신설及び転用に要する費用の額
------	------	-------	-------	--------------------

新規	有派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	昼間 (8:30 ～ 17:00)	回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、18,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、21,000円(税別)
				回線終端場所に光コンセントが設置されている 場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、10,600円(税別)
			夜間 (17:00 ～ 22:00)	回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,100円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、26,100円(税別)
				回線終端場所に光コンセントが設置されている 場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、12,580円(税別)
			深夜 (22:00 ～ 8:30)	回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、28,200円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、31,200円(税別)
				回線終端場所に光コンセントが設置されている 場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、14,560円(税別)
	マンション ビック光マ ンション	昼間 (8:30 ～ 17:00)	配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コン セントが設置されていない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、15,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、18,000円(税別)	
			配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コン セントが設置されている場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、10,600円(税別)	
			配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、15,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ	

			<p>っては、18,000円(税別)</p> <p>配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、10,600円(税別)</p>
		夜間 (17:00 ～ 22:00)	<p>配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、19,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、22,200円(税別)</p> <p>配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されている場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、12,580円(税別)</p> <p>配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、19,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、22,200円(税別)</p> <p>配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、12,580円(税別)</p>
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	<p>配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、26,400円(税別)</p> <p>配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されている場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、14,560円(税別)</p> <p>配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、26,400円(税別)</p> <p>配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあっては、14,560円(税別)</p>
無派遣	ファミリー	-	1回線あたり新規開通工事費として、2,000円(税別)

	工事	ビック光フ アミリー マンション ビック光マ ンション		別)
転用	-	ファミリー ビック光フ アミリー マンション ビック光マ ンション	-	契約者とNTT西日本との契約について、初期費用 工事割引の解約金の残額(以下「NTT西日本解約 金」とします。)がある場合は、当該残債額を請 求するものとします。

- 備考** (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。
(2) 年末年始に工事時間帯を昼間(8:30~17:00)とする新規開通工事を実施する場合にあっては、同一料金プランにおける時間帯を夜間(17:00~22:00)とする新規開通工事費の額が適用されます。
(3) 夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。
(4) 上記回線の 신설及び転用に要する費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00~22:00)又は深夜(22:00~8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30~17:00)	11,000円(税別)
夜間(17:00~22:00)	20,000円(税別)
深夜(22:00~8:30)	30,000円(税別)

- (5) 上記回線の 신설及び転用に要する費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合、契約者は、当該追加工事費用を支払うものとします。当該追加工事費用の支払いにあっては、NTT西日本又はNTT西日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。
(6) 上記回線の 신설及び転用に要する費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項第6号において定めるIIJmioひかりオプションの追加に要する費用及び第6項第7号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。
(7) 無派遣工事とする新規開通工事費及びNTT西日本解約金は、IIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約が解除された月の翌月に請求が行われるものとします。
(8) 工事区分を有派遣工事とする新規開通工事費及び加算工事費は、新規開通工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に20を乗じた額を新規開通工事費請求月に請求するものとします。
(9) 前号に掲げる新規開通工事費の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあっては、新規開通工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(2) 貸与機器の回復に要する費用(別紙9第2項第13号関係)

貸与機器の故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとします。)にあっては、別途当社が指定する金額

(3) 亡失負担金(別紙9第2項第15号関係)

当社が別途指定する金額

(4) 回線品目の変更要する費用(別紙9第3項第1号関係)

(i) 提供エリアをNTT東日本エリアとするIIJmioひかりの場合

工事区分	変更前の料金プラン	変更後の料金プラン	工事時間帯	回線品目の変更要する費用の額
------	-----------	-----------	-------	----------------

有派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	マンション ビック光マ ンション	昼間 (8:30 ～ 17:00)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある 場合： 1回線あたり品目変更工事費として、15,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、18,000円(税別)
				配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない 場合： 1回線あたり品目変更工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、10,600円(税別)
				変更後の配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、15,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、18,000円(税別)
				変更後の配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、7,600円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、10,600円(税別)
	マンション ビック光マ ンション	夜間 (17:00 ～ 22:00)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある 場合： 1回線あたり品目変更工事費として、19,200円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、22,200円(税別)	
				配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない 場合： 1回線あたり品目変更工事費として、9,580円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、12,580円(税別)
				変更後の配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、19,200円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、22,200円(税別)
				変更後の配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、9,580円(税 別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、12,580円(税別)
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある 場合： 1回線あたり品目変更工事費として、23,400円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、26,400円(税別)	
				配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない

				<p>場合： 1回線あたり品目変更工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p> <p>変更後の配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,400円(税別)</p> <p>変更後の配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p>
	マンション ビック光マ ンション	ファミリー ビック光フ ァミリー	<p>昼間 (8:30 ～ 17:00)</p> <p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり品目変更工事費として、18,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、21,000円(税別)</p> <p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,600円(税別)</p>	
			<p>夜間 (17:00 ～ 22:00)</p> <p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり品目変更工事費として、23,100円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,100円(税別)</p> <p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円(税別)</p>	
			<p>深夜 (22:00 ～ 8:30)</p> <p>屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり品目変更工事費として、28,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、31,200円(税別)</p> <p>屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p>	
無派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	ファミリー ビック光フ ァミリー	-	1回線あたり品目変更工事費として、2,000円(税別)
	マンション ビック光マ ンション	マンション ビック光マ ンション		

- 備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。
- (2) 工事区分を有派遣工事、変更前の料金プラン及び変更後の料金プランをファミリーとする工事はありません。
- (3) 上記回線品目の変更に要する費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合、契約者は、当該追加工事費用を支払うものとします。当該追加工事費用の支払いにあつては、NTT東日本又はNTT東日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。
- (4) 夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。
- (5) 上記回線品目の変更に要する費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30～17:00)	11,000円(税別)
夜間(17:00～22:00)	18,000円(税別)
深夜(22:00～8:30)	28,000円(税別)

- (6) 上記回線品目の変更に要する費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項第6号において定めるIIJmioひかりオプションの追加に要する費用及び第6項第7号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける追加サービスの追加に要する費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り。)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。
- (7) 工事区分を無派遣工事とする品目変更工事費は、品目変更工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「品目変更工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。
- (8) 工事区分を有派遣工事とする品目変更工事費及び加算工事費は、品目変更工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に20を乗じた額を品目変更工事費請求月に請求するものとします。
- (9) 前号に掲げる品目変更工事費の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあっては、品目変更工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。
- (ii) 提供エリアをNTT西日本エリアとするIIJmioひかりの場合

工事区分	変更前の料金プラン	変更後の料金プラン	工事時間帯	回線品目の変更に必要な費用の額

有派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	マンション ビック光マ ンション	昼間 (8:30 ～ 17:00)	変更後の配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、15,000円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、18,000円（税別）	
				変更後の配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されている場合： 1回線あたり品目変更工事費として、7,600円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,600円（税別）	
				変更後の配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、15,000円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、18,000円（税別）	
				変更後の配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、7,600円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,600円（税別）	
	マンション ビック光マ ンション	夜間 (17:00 ～ 22:00)	マンション ビック光マ ンション	変更後の配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、19,200円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、22,200円（税別）	
				変更後の配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されている場合： 1回線あたり新規開通工事費として、9,580円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円（税別）	
				変更後の配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、19,200円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、22,200円（税別）	
				変更後の配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり品目変更工事費として、9,580円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円（税別）	
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	マンション ビック光マ ンション	マンション ビック光マ ンション	変更後の配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない場合： 1回線あたり品目変更工事費として、23,400円（税別） ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,400円（税別）
					変更後の配線方式を光配線方式、回線終端場所

				に光コンセントが設置されている場合： 1回線あたり品目変更工事費として、11,560円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、14,560円(税別)
				変更後の配線方式をVDSL方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、23,400円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、26,400円(税別)
				変更後の配線方式をLAN方式とする場合： 1回線あたり新規開通工事費として、11,560円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、14,560円(税別)
	マンション ビック光マ ンション	ファミリー ビック光フ ァミリー	昼間 (8:30 ～ 17:00)	1回線あたり品目変更工事費として、18,000円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、21,000円(税別)
夜間 (17:00 ～ 22:00)			1回線あたり品目変更工事費として、23,100円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、26,100円(税別)	
深夜 (22:00 ～ 8:30)			1回線あたり品目変更工事費として、28,200円 (税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合にあ っては、31,200円(税別)	
無派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	ファミリー ビック光フ ァミリー	-	1回線あたり品目変更工事費として、2,000円(税 別)
	マンション ビック光マ ンション	マンション ビック光マ ンション		

- 備考** (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。
(2) 工事区分を有派遣工事、変更前の料金プラン及び変更後の料金プランをファミリーとする
工事はありません。
(3) 年末年始に工事時間帯を昼間(8:30～17:00)とする品目変更工事を実施する場合にあって
は、同一料金プランにおける時間帯を夜間(17:00～22:00)とする品目変更工事費の額が適用さ
れます。
(4) 夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事
前に工事開始時刻を指定するものとします。
(5) 上記回線品目の変更に必要な費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻
を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に該当する場合を含
みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30～17:00)	11,000円(税別)
夜間(17:00～22:00)	20,000円(税別)
深夜(22:00～8:30)	30,000円(税別)

- (6) 上記回線品目の変更に必要な費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応
じて追加工事が発生する場合があります、当該追加工事が発生した場合、契約者は、当該追加工事

費用を支払うものとし、当該追加工事費用の支払いにあつては、NTT西日本又はNTT西日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。

(7) 上記回線の新設及び転用に要する費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項第6号において定めるIIJmioひかりオプションの追加に要する費用及び第6項第7号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとし、

(8) 無派遣工事とする品目変更工事費は、品目変更工事費請求月に請求が行われるものとし、

(9) 工事区分を有派遣工事とする品目変更工事費及び加算工事費は、品目変更工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとし、20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に20を乗じた額を品目変更工事費請求月に請求するものとし、

(10) 前号に掲げる品目変更工事費の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあっては、品目変更工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとし、

(5) 回線終端場所の変更に関する費用(別紙9第3項第2号関係)

(i) 提供エリアをNTT東日本エリアとするIIJmioひかりの場合

工事区分	料金プラン	工事時間帯	回線終端場所の変更に関する費用の額
------	-------	-------	-------------------

有派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	昼間 (8:30 ～ 17:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、9,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,000円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり新規開通工事費として、6,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、9,500円(税別)
		夜間 (17:00 ～ 22:00)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、11,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,400円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、8,150円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、11,150円(税別)
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、13,800円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、16,800円(税別)
			屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、9,800円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,800円(税別)
	マンション ビック光マ ンション	昼間 (8:30 ～ 17:00)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり新規開通工事費として、7,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,500円(税別)
			配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、6,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、9,500円(税別)
			配線方式をVDSL方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、7,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,500円(税別)
			配線方式をLAN方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、6,500円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、9,500円(税別)
		夜間 (17:00 ～ 22:00)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、9,450円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,450円(税別)
			配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、8,150円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、11,150円(税別)
		配線方式をVDSL方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、9,450円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,450円(税別)	

			円(税別) 配線方式をLAN方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、8,150円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、11,150円(税別)
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がある場合： 1回線あたり移転工事費として、11,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,400円(税別)
			配線方式を光配線方式、屋内配線の工程がない場合： 1回線あたり移転工事費として、9,800円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,800円(税別)
			配線方式をVDSL方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、11,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,400円(税別)
			配線方式をLAN方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、9,800円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,800円(税別)
無派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー マンション ビック光マ ンション	-	1回線あたり移転工事費として、2,000円(税別)

備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。

(3) 上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30～17:00)	11,000円(税別)
夜間(17:00～22:00)	18,000円(税別)
深夜(22:00～8:30)	28,000円(税別)

(4) 上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合、契約者は、当該追加工事費用を支払うものとします。当該追加工事費用の支払いにあつては、NTT東日本又はNTT東日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。

(5) 上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項次号において定めるIIJmioひかりオプションの追加にあつては、NTT東日本又はNTT東日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項次号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける附加サービスの追加にあつては、費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合には(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。

(6) 工事区分を無派遣工事とする移転工事費は、移転工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「移転工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(7) 工事区分を有派遣工事とする移転工事費及び加算工事費は、移転工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合には、

小数点以下端数に20を乗じた額を移転工事費請求月に請求するものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に20を乗じた額を移転工事費請求月に請求するものとします。

(8) 前号に掲げる移転工事費の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあっては、移転工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(ii) 提供エリアをNTT西日本エリアとするIIJmioひかりの場合

工事 区分	料金 プラン	工事 時間帯	回線終端場所の変更に要する費用の額
----------	-----------	-----------	-------------------

有派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー	昼間 (8:30 ～ 17:00)	光コンセントが設置されていない回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、18,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、21,000円(税別)
			光コンセントが設置されている回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,600円(税別)
		夜間 (17:00 ～ 22:00)	光コンセントが設置されていない回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、23,100円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,100円(税別)
			光コンセントが設置されている回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円(税別)
	深夜 (22:00 ～ 8:30)	光コンセントが設置されていない回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、28,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、31,200円(税別)	
		光コンセントが設置されている回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)	
	マンション ビック光マ ンション	昼間 (8:30 ～ 17:00)	配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、15,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、18,000円(税別)
			配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されている回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,600円(税別)
配線方式をVDSL方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、15,000円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、18,000円(税別)			
配線方式をLAN方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、7,600円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、10,600円(税別)			
夜間 (17:00 ～ 22:00)		配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、19,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、22,200円(税別)	
		配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置さ	

			<p>れている回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円(税別)</p> <p>配線方式をVDSL方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、19,200円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、22,200円(税別)</p> <p>配線方式をLAN方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、9,580円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、12,580円(税別)</p>
		深夜 (22:00 ～ 8:30)	<p>配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されていない回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,400円(税別)</p> <p>配線方式を光配線方式、回線終端場所に光コンセントが設置されている回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p> <p>配線方式をVDSL方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、23,400円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、26,400円(税別)</p> <p>配線方式をLAN方式とする回線終端場所へ移転する場合： 1回線あたり移転工事費として、11,560円(税別) ただし、工事日が土日祝日に該当する場合には、14,560円(税別)</p>
無派遣 工事	ファミリー ビック光フ ァミリー マンション ビック光マ ンション	-	1回線あたり移転工事費として、2,000円(税別)

- 備考** (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。
(2) 夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に新規開通工事を実施する場合、契約者は、事前に工事開始時刻を指定するものとします。
(3) 上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金の他、契約者が工事開始時刻を指定する場合(工事時間帯が夜間(17:00～22:00)又は深夜(22:00～8:30)に該当する場合を含みます。)、時間指定費として以下に定める額を請求するものとします。

工事時間帯	時間指定費の額
昼間(8:30～17:00)	11,000円(税別)
夜間(17:00～22:00)	20,000円(税別)
深夜(22:00～8:30)	30,000円(税別)

- (4) 上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金の他、契約者の宅内環境に応じて追加工事が発生する場合があります。当該追加工事が発生した場合、契約者は、当該追加工事費用を支払うものとします。当該追加工事費用の支払いにあつては、NTT西日本又はNTT西日本が定める協定事情者に対して、直接支払いが必要になる場合があります。

(5) 上記回線終端場所の変更にあつては、費用の表中において定める料金、前号で定める追加工事費、第6項次号において定めるIIJmioひかりオプションの追加にあつては、費用及び第6項第7号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける追加サービスの追加にあつては、費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあつては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。

(6) 工事区分を無派遣工事とする移転工事費は、移転工事費請求月に請求が行われるものとします。

(7) 工事区分を有派遣工事とする移転工事費及び加算工事費は、移転工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあつては、当該端数を20を乗じた額を移転工事費請求月に請求するものとします。

(8) 前号に掲げる移転工事費の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあつては、移転工事費の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(6) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加にあつては、費用(別紙9第3項第3号関係)

(i) 提供エリアをNTT東日本エリアとするIIJmioひかりの場合

工事区分	工事時間帯	細目	IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加にあつては、費用の額
有派遣工事	昼間 (8:30 ～ 17:00)	基本工事費 (注1)	1回線あたり4,500円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)
		機器等工事 費(注3)	1回線あたり2,500円(税別) ただし、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション対応機器の設置を工事担当者に依頼しない場合にあつては、1回線あたり1,500円(税別)
	夜間 (17:00 ～ 22:00)	基本工事費 (注1)	1回線あたり5,550円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,300円(税別)
		機器等工事 費(注3)	1回線あたり3,250円(税別) ただし、IIJmioひかり電話オプション対応機器又はビック光電話オプションの設置を工事担当者に依頼しない場合にあつては、1回線あたり1,950円(税別)
	深夜 (22:00 ～ 8:30)	基本工事費 (注1)	1回線あたり6,600円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,600円(税別)
		機器等工事 費(注3)	1回線あたり4,000円(税別) ただし、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション対応機器の設置を工事担当者に依頼しない場合にあつては、1回線あたり2,400円(税別)
無派遣工事	-	基本工事費 (注1)	1回線あたり1,000円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)

(注1) IIJmioひかりの新規開通工事、品目変更工事、移転工事と同時にIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションを追加する場合にあつては、基本工事費は発生しません。

(注2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの利用のために必要となるNTT東日本設備側の工事をいいます。

(注3) 貸与機器の設置及び設定（無線LANカードの利用を含みます。）並びに電話機に係る工事をいいます。

備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金の他、基本工事、交換機器等工事又は機器工事の内容に応じて別途工事費が発生する場合があります。

(3) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金、前号で定める工事費、第6項第1号において定める回線の新設及び転用に要する費用、第6項第4号において定める回線品目の変更に要する費用又は第6項前号において定める回線終端場所の変更に要する費用及び第6項次号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。

(4) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金は、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加工事が完了した日の属する月の翌々月（以下「IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション工事費請求月」といいます。）に請求が行われるものとします。ただし、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加工事を第6項第1号において定める新規開通工事、第6項第4号において定める回線品目工事又は第6項前号において定める移転工事と同時に行った場合（いずれも工事区分を有派遣工事とするものに限り）にあっては、IIJmioひかり電話オプション工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、小数点以下端数に20を乗じた額を新規開通工事費請求月、品目変更工事費請求月又は移転工事費請求月に請求するものとします。

(5) 前号に掲げる上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあっては、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(ii) 提供エリアをNTT西日本エリアとするIIJmioひかりの場合

工事区分	工事時間帯	細目	IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の額
有派遣工事	昼間 (8:30 ～ 17:00)	基本工事費 (注1)	1回線あたり4,500円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)
		機器等工事 費(注3)	1回線あたり2,500円(税別)
	夜間 (17:00 ～ 22:00)	基本工事費 (注1)	1回線あたり5,850円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)
		機器等工事 費(注3)	1回線あたり3,250円(税別)
	深夜 (22:00 ～ 8:30)	基本工事費 (注1)	1回線あたり7,200円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)
		機器等工事 費(注3)	1回線あたり4,000円(税別)

無派遣 工事	-	基本工事費 (注1)	1回線あたり1,000円(税別)
		交換機器等 工事費(注2)	1回線あたり1,000円(税別)

(注1) IIJmioひかりの新規開通工事、品目変更工事、移転工事と同時にIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションを追加する場合にあっては、基本工事費は発生しません。

(注2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの利用のために必要となるNTT西日本設備側の工事をいいます。

(注3) 貸与機器の設置及び設定(無線LANカードの利用を含みます。)並びに電話機に係る工事をいいます。

備考 (1) 工事区分は、当社が指定するものとします。

(2) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金の他、基本工事、交換機器等工事又は機器工事の内容に応じて別途工事費が発生する場合があります。

(3) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金、前号で定める工事費、第6項第1号において定める回線の新設及び転用に要する費用、第6項第4号において定める回線品目の変更に要する費用又は第6項前号において定める回線終端場所の変更に要する費用及び第6項次号において定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける附加サービスの追加に要する費用の合計がそれぞれ29,000円(税別)を超える場合にあっては(各工事が同時に行われた場合に限り)、29,000円(税別)毎に加算工事費として別途3,500円(税別)を請求するものとします。

(4) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金は、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション工事費請求月に請求が行われるものとします。ただし、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加工事を第6項第1号において定める新規開通工事、第6項第4号において定める回線品目工事又は第6項前号において定める移転工事と同時に行った場合(いずれも工事区分を有派遣工事とするものに限り)にあっては、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション工事費請求月より20回の分割で請求が行われるものとします。20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、小数点以下端数を20を乗じた額を新規開通工事費請求月、品目変更工事費請求月又は移転工事費請求月に請求するものとします。

(5) 前号に掲げる上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の表中において定める料金の完済前にIIJmioひかりを解約する場合にあっては、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションの追加に要する費用の残額は解約月に一括で請求が行われるものとします。

(7) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用(別紙9第3項第4号関係)

(i) 提供エリアをNTT東日本エリアとするIIJmioひかりの場合

付加サービス名	IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の額
発信元番号表示	1回線あたり交換機器等工事費として各々1,000円(税別)
非通知番号ブロック	-
割り込み電話着信	ただし、異なる付加サービスの利用の申込を同時に行った場合は、付加サービスの数にかかわらず、1回線あたり1,000円(税別)
迷惑電話ブロック	-
	なお、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション区分を基本サービスとするIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションと同時に利用の申し込みを行った場合は、付加サービスの数にかかわらず、0円

備考 (1) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の額の表中において定める料金は、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加工事が完了した日の属する月の翌々月(以下「IIJmioひかり電話附加サービス工事費請求月」といいます。)に請求が行われるものとします。

(2) 発信元番号表示の設定変更にあつては、1変更あたり700円（税別）を請求するものとします。

(3) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の表中において定める料金、第6項第1号において定める回線の新設及び転用に要する費用、第6項第4号において定める回線品目の変更にあつては、29,000円（税別）を超える場合にあつては（各工事が同時に行われた場合に限り）、29,000円（税別）毎に加算工事費として別途3,500円（税別）を請求するものとします。

(ii) 提供エリアをNTT西日本エリアとするIIJmioひかりの場合

付加サービス名	IIJmioひかり電話オプションにおける又はビック光電話オプションにおける 付加サービスの追加に要する費用の額
発信元番号表示	1回線あたり交換機器等工事費として各々1,000円（税別）
非通知番号ブロック	-
割り込み電話着信	ただし、異なる付加サービスの利用の申込を同時に行った場合は、付加サービスの数にかかわらず、1回線あたり1,000円（税別）
迷惑電話ブロック	-
	なお、IIJmioひかり電話オプション区分を基本サービスとするIIJmioひかり電話オプションと同時に利用の申し込みを行った場合は、付加サービスの数にかかわらず、0円

備考 (1) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の額の表中において定める料金は、IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加工事が完了した日の属する月の翌々月（以下「IIJmioひかり電話追加サービス工事費請求月」といいます。）に請求が行われるものとします。

(2) 発信元番号表示の設定変更にあつては、1変更あたり700円（税別）を請求するものとします。

(3) 上記IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションにおける付加サービスの追加に要する費用の表中において定める料金、第6項第1号において定める回線の新設及び転用に要する費用、第6項第4号において定める回線品目の変更にあつては、29,000円（税別）を超える場合にあつては（各工事が同時に行われた場合に限り）、29,000円（税別）毎に加算工事費として別途3,500円（税別）を請求するものとします。

(8) 品目を訪問つき12とするビック光+安心サポートオプションにおける訪問トラブル診断に要する費用
品目を訪問つき12とするビック光+安心サポートオプションにおける訪問トラブル診断を利用した場合であつて、診断結果により設定・作業が必要な場合、契約者は、当該設定・作業費用を支払うものとします。当該設定・作業費用の支払いにあつては、株式会社ソフマップ又は同社が指定する事業者に対して直接支払うものとします。

(9) IP電話番号のポータビリティ制度による転入に要する費用（別紙9第2項第6号関係）
一転入につき同番移行工事費として2,000円（税別）

(10) 設備点検兼故障修理に要する費用
契約者の要請によってIIJmioひかり電話設備に係る点検及び故障修理を実施した場合においては（修理すべき事項がなかった場合を含みます。）、当該実施内容及び時間に応じて当社が別途指定する金額

(11) 一時中断に要する費用
料金等IIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約の債務の支払いを怠ったとき又は違法に若しくは明らかに公序良俗に反する態様においてIIJmioひかりを利用したときにあつては、一時中断費用として2,000円（税別）、一時中断の解除にあつては、第6項第1号において定める回線区分を新規とする回線の新設及び転用に要する費用

7. 初期費用の額(第23条関係)

IIJmioひかりの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本サービス

回線区分	初期費用の額
新規	800円(税別)
転用	1,800円(税別)

備考 (1) 回線区分を新規とするIIJmioひかりの初期費用は、課金開始日の翌々月に請求するものとします。

(2) 光コラボレーションモデル提供回線以外の回線を転用する場合にあっては、転用時回線切替費用として当社が別途指定する金額を請求するものとします。転用時回線切替費用は、課金開始日の翌々月より20回の分割で請求が行われるものとし、20分割した額に小数点以下端数が生じた場合にあっては、当該端数に20を乗じた額を課金開始日の翌々月に請求するものとします。

(2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション

IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション区分	初期費用の額	
基本サービス	新規	0円
	転用(注)	1,800円(税別)
付加サービス	発信元番号表示	0円
	非通知番号ブロック	
	割り込み電話着信	
	迷惑電話ブロック	

(注) 備考参照

備考 次に掲げる事由の全てに該当するとき、契約者は当社に対し、契約者とNTTとが契約しているひかり電話（以下「既設ひかり電話」とします。）を、ビック光電話オプションに係るひかり電話として転用することができます。この場合、上記に掲げる初期費用の他、前項第9号に定めるIP電話番号のポータビリティ制度による転入に要する費用が発生します。

(i) 料金プラン区分をⅡとするIIJmioひかりに係るIIJmioサービス契約の契約者であること

(ii) 既設ひかり電話の敷設住所と、料金プラン区分をⅡとするIIJmioひかりの回線敷設住所が同一であること

(3) ビック光+安心サポートオプション

品目	初期費用の額
ベーシック11	3000円(税別)
訪問つき12	3000円(税別)

(4) IPoEオプション

品目	初期費用の額
IPoEオプション	0円

8. 月額料金の額(第24条関係)

IIJmioひかりの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	細目	月額費用の額
ファミリー ビック光ファミリー	基本料金	4,960円(税別)
マンション ビック光マンション	基本料金	3,960円(税別)

-	機器レンタル料	料金プランに関わらず、貸与機器の種別に応じて以下に定める額 - 1ギガ対応無線LANルータ：300円(税別) ひかり電話対応ルータ：200円(税別) 無線LANカード：100円(税別)
---	---------	--

備考 (1) 貸与機器は当社が指定するものとします。

(2) 機器レンタル料は、基本料金より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。

(2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション

IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション区分	月額料金の額	
基本サービス	基本料金：500円(税別) 通話料金：第7項第3号に定める額	
付加サービス	発信元番号表示	400円(税別)
	非通知番号ブロック	200円(税別)
	割り込み電話着信	300円(税別)
	迷惑電話ブロック	200円(税別)

(3) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション通話料金

(i) 提供エリアをNTT東日本エリアとするIIJmioひかりの場合

分類	通話先	料金	
音声	ひかり電話、および法人向けひかり電話への通話(注1)	3分あたり8円(税別)	
	NTT東日本及びNTT西日本への加入電話、INSネットへの通話および117・171等への通話	3分あたり8円(税別)	
	他社固定電話	3分あたり8円(税別)	
	携帯電話	グループ 1-A	60秒あたり16円(税別)
		グループ 1-B	60秒あたり17.5円(税別)
		グループ 1-D	3分あたり10.8円(税別)
	050IP電話	グループ 2-B	3分あたり10.5円(税別)
		グループ 2-C	3分あたり10.8円(税別)
	PHS	区域内(注2)	60秒あたり10円(税別)
		～160km	45秒あたり10円(税別)
160km超		36秒あたり10円(税別)	
上記の通信料金のほかに1通信毎		10円(税別)	
ポケベル等(注3)	ポケベル等(020で始まる番号)	-	
	上記の通信料金のほかに1通信毎	45秒あたり15円(税別) 40円(税別)	
データコネク	データコネク対応機器からデータコネク対応機器へのデータ通信(注4)(注5)	利用帯域：64Kbpsまで	
	利用帯域：64Kbps超～512Kbpsまで	30秒あたり1円(税別) 30秒あたり1.5円(税別)	
	利用帯域：512Kbps超～1Mbpsまで	30秒あたり2円(税別)	

テレビ電話	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信(注4)	利用帯域：2.6Mbpsまで	3分あたり15円(税別)
		利用帯域：2.6Mbps超	3分あたり100円(税別)
その他	上記以外の通信(音声・データコネクト・テレビ電話を複数同時利用した場合等)(注4)	利用帯域：2.6Mbpsまで	3分あたり15円(税別)
		利用帯域：2.6Mbps超	3分あたり100円(税別)
衛星電話・衛星携帯電話(注6)	インマルサット-フリート	国番号870	1分あたり209円
	インマルサット-BGAN/FBB	国番号870	1分あたり209円
	インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	国番号870	1分あたり700円
	インマルサット-エアロ	国番号870	1分あたり700円
	イリジウム	国番号881-6, 881-7	1分あたり250円
	スラーヤ	国番号882-16	1分あたり175円
国際電話(注6)	NTT東日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において、国際通信に関する料金額として定められた額と同額		

(注1) 「法人向けひかり電話」とは、NTTが提供する「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」「ひかり電話ビジネスタイプ」「ひかり電話ナンバーゲート」の総称です。

(注2) NTT東日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において、PHS通信の通信料金を適用するために区分されたもののうち、「区域内通信」の区分に該当する区域とします。

(注3) 東京テレメッセージ株式会社が提供する020番号を用いたサービスへの通信が対象です。

(注4) 1通話又は1通信毎の利用帯域の合計に対して適用します。

(注5) データコネクトを複数同時利用した場合、合計利用帯域が1Mbps超～2.6Mbpsまでは3分あたり15円(税別)、2.6Mbps超は3分あたり100円(税別)となります。

(注6) 衛星電話・衛星携帯電話及び国際電話に消費税は課税されません。

備考 (1) グループ1及びグループ2の事業者名は以下の通りとします。

区分	接続先事業者名
グループ 1-A	株式会社NTTドコモ
	ソフトバンク株式会社(旧ワイモバイル株式会社)
グループ 1-B	沖縄セルラー電話株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンク株式会社
グループ 1-D	株式会社NTTドコモ(ワンナンバー機能により着信する場合)
グループ 2-B	株式会社STNet
	株式会社QTnet
	株式会社ケイ・オプティコム
	ソフトバンク株式会社(旧ソフトバンクBB株式会社)
	中部テレコミュニケーション株式会社
	東北インテリジェント通信株式会社
	楽天コミュニケーションズ株式会社
	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

グループ 2-C	株式会社NTTぷらら
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	株式会社NTTドコモ
	KDDI株式会社
	ソフトバンク株式会社(旧ソフトバンクテレコム株式会社)
	楽天コミュニケーションズ株式会社
	ZIP Telecom株式会社
	アルテリア・ネットワーク株式会社
	Colt テクノロジーサービス株式会社
	株式会社アイ・ピー・エス

(2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション通話料金は、第8項前号で定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションに係る基本料金より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。

(3) IIJmioひかりの音声通話機能に付帯してNTT東日本が利用可能としているサービスを利用した場合、NTT東日本が定める音声利用IP通信網サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(ii) 提供エリアを西日本エリアとするIIJmioひかりの場合

分類	通話先		料金
音声	ひかり電話、および法人向けひかり電話への通話(注1)		3分あたり8円(税別)
	NTT東日本及びNTT西日本への加入電話、INSネットへの通話および117・171等への通話		3分あたり8円(税別)
	他社固定電話		3分あたり8円(税別)
	携帯電話	グループ 1-A	60秒あたり16円(税別)
		グループ 1-B	60秒あたり18円(税別)
		グループ 1-D	3分あたり10.8円(税別)
	050IP電話	グループ 2-B	3分あたり10.5円(税別)
		グループ 2-C	3分あたり10.8円(税別)
	PHS	区域内(注2)	60秒あたり10円(税別)
		～160km	45秒あたり10円(税別)
		160km超	36秒あたり10円(税別)
上記の通信料金のほかに1通信毎		10円(税別)	
ポケベル等(注3)	ポケベル等(020で始まる番号)	-	45秒あたり15円(税別)
		上記の通信料金のほかに1通信毎	40円(税別)
データコネク	データコネク対応機器からデータコネク対応機器へのデータ通信(注4)(注5)	利用帯域：64Kbpsまで	30秒あたり1円(税別)
		利用帯域：64Kbps超～512Kbpsまで	30秒あたり1.5円(税別)
		利用帯域：512Kbps超～1Mbpsまで	30秒あたり2円(税別)
テレビ電話	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信(注4)	利用帯域：2.6Mbpsまで	3分あたり15円(税別)
		利用帯域：2.6Mbps超	3分あたり100円(税別)

その他	上記以外の通信(音声・データコネク ト・テレビ電話を複数同時利用した場合等)(注4)	利用帯域：2.6Mbpsまで	3分あたり15円(税別)
		利用帯域：2.6Mbps超	3分あたり100円(税別)
衛星電話・衛星 携帯電話(注6)	インマルサット-フリ ート	国番号870	1分あたり209円
	インマルサット- BGAN/FBB	国番号870	1分あたり209円
	インマルサット-エア ロ	国番号870	1分あたり700円
	インマルサット-M4- HSD/F-HSD	国番号870	1分あたり700円
	イリジウム	国番号881-6, 881-7	1分あたり250円
	スラーヤ	国番号882-16	1分あたり175円
国際電話(注6)	NTT西日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において、国際通 信に関する料金額として定められた額と同額		

(注1) 「法人向けひかり電話」とは、NTTが提供する「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話オフィスA(エース)」「ひかり電話ビジネスタイプ」「ひかり電話ナンバーゲート」の総称です。

(注2) NTT西日本が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款において、PHS通信の通信料金を適用するために区分されたもののうち、「区域内通信」の区分に該当する区域とします。

(注3) 東京テレメッセージ株式会社が提供する020番号を用いたサービスへの通信が対象です。

(注4) 1通話又は1通信毎の利用帯域の合計に対して適用します。

(注5) データコネクトを複数同時利用した場合、合計利用帯域が1Mbps超～2.6Mbpsまでは3分あたり15円(税別)、2.6Mbps超は3分あたり100円(税別)となります。

(注6) 衛星電話・衛星携帯電話及び国際電話に消費税は課税されません。

備考 (1) グループ1及びグループ2の事業者名は以下の通りとします。

区分	接続先事業者名
グループ 1-A	株式会社NTTドコモ
	ソフトバンク株式会社(旧ワイモバイル株式会社)
グループ 1-B	沖縄セルラー電話株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンク株式会社
グループ 1-D	株式会社NTTドコモ(ワンナンバー機能により着信する場合)
グループ 2-B	株式会社STNet
	株式会社QTnet
	株式会社ケイ・オプティコム
	ソフトバンク株式会社(旧ソフトバンクBB株式会社)
	中部テレコミュニケーション株式会社
	東北インテリジェント通信株式会社
	楽天コミュニケーションズ株式会社
	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

グループ 2-C	株式会社NTTぷらら
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	株式会社NTTドコモ
	KDDI株式会社
	ソフトバンク株式会社(旧ソフトバンクテレコム株式会社)
	楽天コミュニケーションズ株式会社
	ZIP Telecom株式会社
	アルテリア・ネットワーク株式会社
	Colt テクノロジーサービス株式会社
	株式会社アイ・ピー・エス

(2) IIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプション通話料金は、第8項前号で定めるIIJmioひかり電話オプション又はビック光電話オプションに係る基本料金より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。

(3) IIJmioひかりの音声通話機能に付帯してNTT西日本が利用可能としているサービスを利用した場合、NTT西日本が定める音声利用IP通信網サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(4) ビック光+安心サポートオプション

品目	月額費用の額
ベーシック11	1,980円(税別)
訪問つき12	2,980円(税別)

(5) IPoEオプション

品目	月額費用の額
IPoEオプション	800円(税別)

(6) ユニバーサルサービス料 2円(税別)/1電話番号

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している電話番号の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきNTTが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにwebサイト上で通知を行うものとします。

9. 料金の調定(第25条関係)

(1) IIJmioひかりにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

料金プラン	最低利用期間内解除調定金の額
ファミリー ビック光ファミリー	5,000円(消費税は課税されません。)
マンション ビック光マンション	5,000円(消費税は課税されません。)

(2) ビック光+安心サポートオプションにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

品目	最低利用期間内解除調定金の額
ベーシック11	5,000円(税別)
訪問つき12	5,000円(税別)

10. 利用不能の場合における料金の調定(第26条第2項関係)

当社が、IIJmioひかり(IIJmioひかりを構成するNTT及びNTTが別途定める協定業者の電気通信サービスを含みます。)をNTT又はNTTが別途定める協定業者の責めに帰すべき事由により契約者に提供できなかったと

きは、その補償をNTTから受けた場合に限り、契約者に対し、当該補償額を均等に返金します。

11. 保証の限定（第36条関係）

IIJmioひかりは、次の事項について保証しません。

- (1) 通信の可用性、遅延時間、その他の品質。
- (2) IIJmioひかりを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないこと。

別紙10 IIJmioサプライサービス（賃借）において定める事項

1. 適用範囲

別紙10は、IIJmioサプライサービスのうち、移動無線機器（以下「本端末」といいます。）の賃借を受けるものについて適用されます。

2. 期間

本端末の貸借期間は、課金開始日の属する月を1と起算して24ヶ月目の月末（以下「賃借満了日」といいます。）とします。

3. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第11条第5項及び第12条第2項関係）

- (1) IIJmioサプライサービスに係るIIJmioサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。
- (2) 契約者は、本端末につき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、本端末の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他本端末としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、本端末について、賃与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で本端末を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用することの可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) 本端末を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 本端末に不具合等（初期不良を含みます。）が生じた場合における対応は、当社が別途定めた場合を除き、本端末に付帯する製造者の保証書に記載された条件によるものとします。ただし、端末補償オプションを利用している場合には、当該オプションの内容を優先して適用します。
- (4) 端末補償オプションを利用する場合、以下の条件が適用されるものとします。
 - (i) 端末補償オプションは当社の指定する本端末に限り利用することができます。
 - (ii) IIJmioサプライサービスに係るIIJmioサービスの利用の申込と同時に、端末補償オプションの利用の申込を行う必要があります。
 - (iii) 端末補償オプションにおける補償対象外事項は、IIJmioサービスのwebサイト上に掲示するものとします。
 - (iv) 契約者は、本端末に故障等が生じたときは、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。
 - (v) 前目の通知を受けた場合、当社は契約者に対し、故障が生じた本端末（以下「故障端末」といいます。）の状態、機種、カラー及び契約者の端末補償オプションの利用履歴等に応じ、端末補償オプションの対応について、修理（製造者の保証の内容に準拠した修理とします。以下同じとします。）又は交換（交換端末への交換とします。以下同じとします。）のいずれかを指定するものとします。なお、当社が修理を指定した場合であって、純正品による修理が不可能であるか、又は純正品以外の部品を使った場合に廉価で修理可能になる場合、当社は、純正品以外の部品を使用することができるものとします。この場合、当社は、一般的に妥当と認められる水準で修理を行うものとします。
 - (vi) 前目の対応において、当社が修理を指定した場合にあつては、契約者は、当社が定める方法で、故障端末を当社に送付するものとします。
 - (vii) 第iv目の対応において、当社が交換を指定した場合にあつては、当社は、交換端末を契約者が指定した送付先に送付するものとします。契約者は、交換端末の到着から14日以内（以下「返送期限」といいます。）に当社が定める方法で、故障端末を当社に送付するものとします。交換端末が契約者の指定する住所に到着した場合、契約者は当社に対し、端末補償オプション負担金として当社が定める金額を支払うものとします。また、故障端末が返送期限までに当社に到着しなかった場合、契約者は当社に対し、

端末保守調定金として当社が定める金額を支払うものとします。

(viii) 契約者は、前2目に定める故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等、契約者では消去できないデータは除きます。）を消去するものとします。また、送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は当該データに関する損害について一切の責任を負わないものとします。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、契約者の責任において実施するものとします。

(ix) 端末補償オプションにより利用できる交換端末数の上限は、当社が端末補償オプションに係る修理又は交換受け付けた日を起算日として、過去1年間に2回とします。

(x) 端末補償オプションを経由せず、契約者が製造者の保証を受けて本端末を交換した場合には、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

(xi) 端末補償オプションの補償対象期間は、契約者が指定した送付先に本端末が到着した日から端末補償オプションの利用の停止の日までとします。ただし、端末補償オプションの利用に係る IIJmio サプライサービス利用の申込過程において、電磁的方法により契約者に別段の期間が示される場合は、当該期間とします。

- (5) 契約者は、賃貸期間中に本端末を亡失した場合、可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (6) 前号の通知があったとき、当社は、当該通知があった日の属する月の末日で IIJmio サプライサービスに係る IIJmio サービス契約を解除するものとし、契約者は、契約満了日までの残余月数に対応する月額料金を当社が定める期日までに一括で支払うものとします。
- (7) 契約者が賃借満了日前に IIJmio サプライサービスに係る IIJmio サービス契約の解除を希望する場合、当該解除の効力を有する日（以下「中途解除日」といいます。）は、第5項の定めるとおりとし、契約者は、賃借満了日までの残余月数に対応する月額料金を当社が定める期日までに一括で支払うものとします。
- (8) 契約者が賃借満了日又は中途解除日到来後も引き続き本端末の利用を希望する場合、契約者は本端末を当社に返還することなく継続して本端末を利用することができるものとし、本端末の所有権は賃借満了日又は中途解除日をもって契約者へ移転されるものとします。なお、賃借満了日又は中途解除日から14日以内に本端末の返還を確認できない場合、当社は、契約者が契約満了日又は中途解除日到来後も本端末の利用を希望するものとみなし、賃借満了日又は契約解除日をもって本端末の所有権は契約者へ移転されるものとします。

4. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio サプライサービスにおいて、契約の内容の変更を請求することができる事項はありません。

5. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

- (1) IIJmio サプライサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 端末補償オプションにおいて、契約者の通知による利用の停止の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

6. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio サプライサービスは、初期契約解除制度の対象ではありません。

7. IIJmio サービスの種類毎に定める料金（第22条第1項関係）

IIJmio サプライサービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1) 端末補償オプション負担金（別紙10第3項第4号第vii目関係）

利用回数	端末補償オプション負担金の額
1回目	5,400円（本体価格5,000円）
2回目	8,640円（本体価格8,000円）

備考 端末補償オプション負担金は、契約者が指定した送付先に交換端末が到着した日から31日を経過した日に請求するものとします。

- (2) 端末保守調定金（別紙10第3項第4号第vii目関係）
一本端末につき本端末に係る端末保守調定金として、40,000円（消費税は課税されません。）

8. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmioサプライサービスの初期費用の額は、0円とします。

9. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmioサプライサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

月額料金の額は、IIJmioサプライサービスの申込過程において、電磁的方法により契約者に示される金額とします。当該月額料金は、契約者が指定した送付先に本端末が到着した日の属する月から発生するものとします。

(2) 端末補償オプション基本料金

端末補償オプションに係る月額料金の額は、本端末の種類に応じ410円（本体価格380円）又は540円（本体価格500円）とします。当該月額料金は、契約者が指定した送付先に本端末が到着した日の属する月から発生するものとします。なお、端末補償オプションの利用の停止の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の当該月額料金の額は、本端末の種類に応じ410円（本体価格380円）又は540円（本体価格500円）とします。

10. 保証の限定（第36条関係）

IIJmioサプライサービスにおいては、第3項第3号に基づく製造者の保証書に定める以外の一切の保証を行いません。ただし、端末補償オプションを利用している場合には、当該オプションの内容によるものとします。

別紙11 IIJmioサプライサービス（購入）において定める事項

1. 適用範囲

別紙11は、IIJmioサプライサービスのうち、移動無線機器（以下「本端末」といいます。）を購入するものについて適用されます。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第11条第5項及び第12条第2項関係）

- (1) IIJmioサプライサービスに係るIIJmioサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。
- (2) 本端末の販売は、契約者が所定の手続で申し込み、当社が承諾することにより成立する個別の売買契約（以下「個別売買契約」といいます。）に基づいて行われます。
- (3) 個別売買契約が成立した後、契約者は、当該契約を解除することはできません。
- (4) 本端末の引渡しについては、当社が定める手段によって送付することにより行います。当社は、個別売買契約成立後、7日以内に本端末が到達するよう努めるものとしますが、配送地域等の関係上、遅延する場合があります。
- (5) 本端末に不具合等（初期不良を含みます。）が生じた場合における対応は、当社が別途定めた場合を除き、本端末に付帯する製造者の保証書に記載された条件によるものとします。ただし、端末補償オプションを利用している場合には、当該オプションの内容を優先して適用します。
- (6) 端末補償オプションを利用する場合、以下の条件が適用されるものとします。
 - (i) 端末補償オプションは当社の指定する本端末に限り利用することができます。
 - (ii) IIJmioサプライサービスに係るIIJmioサービスの利用の申込と同時に、端末補償オプションの利用の申込を行う必要があります。
 - (iii) 端末補償オプションにおける補償対象外事項は、IIJmioサービスのwebサイト上に掲示するものとします。
 - (iv) 契約者は、本端末に故障等が生じたときは、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。
 - (v) 前目の通知を受けた場合、当社は契約者に対し、故障が生じた本端末（以下「故障端末」といいます。）

す。)の状態、機種、カラー及び契約者の端末補償オプションの利用履歴等に応じ、端末補償オプションの対応について、修理(製造者の保証の内容に準拠した修理とします。)又は交換(交換端末への交換とします。)のいずれかを指定するものとします。なお、当社が修理を指定した場合であって、純正品による修理が不可能であるか、又は純正品以外の部品を使った場合に廉価で修理可能になる場合、当社は、純正品以外の部品を使用することができるものとします。この場合、当社は、一般的に妥当と認められる水準で修理を行うものとします。

(vi) 前目の対応において、当社が修理を指定した場合にあつては、契約者は、当社が定める方法で、故障端末を当社に送付するものとします。

(vii) 第iv目の対応において、当社が交換を指定した場合にあつては、当社は、交換端末を契約者が指定した送付先に送付するものとします。契約者は、交換端末の到着から14日以内(以下「返送期限」といいます。)に当社が定める方法で、故障端末を当社に送付するものとします。交換端末が契約者の指定する住所に到着した場合、契約者は当社に対し、端末補償オプション負担金として当社が定める金額を支払うものとします。また、故障端末が返送期限までに当社に到着しなかった場合、契約者は当社に対し、端末保守調定金として当社が定める金額を支払うものとします。

(viii) 契約者は、前2目に定める故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ(故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等、契約者では消去できないデータは除きます。)を消去するものとします。また、送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は当該データに関する損害について一切の責任を負わないものとします。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、契約者の責任において実施するものとします。

(ix) 端末補償オプションにより利用できる交換端末数の上限は、当社が端末補償オプションに係る修理又は交換受け付けた日を起算日として、過去1年間に2回とします。

(x) 端末補償オプションを経由せず、契約者が製造者の保証を受けて本端末を交換した場合には、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

(xi) 端末補償オプションの補償対象期間は、契約者が指定した送付先に本端末が到着した日から端末補償オプションの利用の停止の日までとします。ただし、端末補償オプションの利用に係るIIJmioサブライサーサービス利用の申込過程において、電磁的方法により契約者に別段の期間が示される場合は、当該期間とします。

3. 契約の内容を変更することができる事項(第13条関係)

IIJmioサブライサーサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日(第21条第1項関係)

(1) IIJmioサブライサーサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日(当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日)とします。ただし、当該解除の効力は、既に成立した個別売買契約の効力には影響せず、また、代金決済が完了していない個別売買契約がある場合には、IIJmioサブライサーサービスに係るIIJmioサービス契約の解除はできません。

(2) 端末補償オプションにおいて、契約者の通知による利用の停止の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

5. 初期契約解除制度の適用(第21条第4項関係)

IIJmio サブライサーサービスは、初期契約解除制度の対象ではありません。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金(第22条第1項、第23条、第24条関係)

(1) 個別売買契約が成立した場合、契約者は、本端末毎に定める額を当社が指定する方法による支払う義務が生じます。それらの額は、売買契約締結過程において、電磁的方法により契約者に示されるものとします。

(2) 端末補償オプションの利用においては、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(i) 初期費用として、0円

(ii) 月額料金として、本端末の種類に応じ410円(本体価格380円)又は540円(本体価格500円)。当該月額料金は、契約者が指定した送付先に本端末が到着した日の属する月から発生するものとします。な

お、端末補償オプションの利用の停止の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の当該月額料金の額は、本端末の種類に応じ410円（本体価格380円）又は540円（本体価格500円）とします。

(iii) 端末補償オプション負担金（別紙11第2項第6号第vii目関係）として、次に定める額

利用回数	端末補償オプション負担金の額
1回目	5,400円（本体価格5,000円）
2回目	8,640円（本体価格8,000円）

備考 端末補償オプション負担金は、契約者が指定した送付先に交換端末が到着した日から31日を経過した日に請求するものとします。

(iv) 端末保守調定金（別紙11第2項第6号第vii目関係）として、一本端末につき40,000円（消費税は課税されません。）

7. 保証の限定（第36条関係）

IIJmioサプライサービスにおいては、第2項第5号に基づく製造者の保証書に定める以外の一切の保証を行いません。ただし、端末補償オプションを利用している場合には、当該オプションの内容によるものとします。

別紙12 IIJmioモバイルプラスサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmioモバイルプラスサービスの最低利用期間は、料金グループ毎に課金開始日から課金開始日の属する月の翌月末日までの期間とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) IIJmioモバイルプラスサービスの利用の申込は、IIJmioサプライサービスに係るIIJmioサービスの利用の申込と同時にを行う必要があります。
- (2) IIJmioモバイルプラスサービスで利用できるSIMカードの数の上限は3枚とします。ただし、IIJmioサプライサービス端末の移動無線機器の数以下である必要があります。
- (3) IIJmioモバイルプラスサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、IIJmioサプライサービスにおいて提供する当社指定の移動無線機器である必要があります。
- (4) 契約者がIIJmioモバイルプラスサービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してIIJmioモバイルプラスサービスを利用することはできません。
- (5) IIJmioモバイルプラスサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (6) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。
- (7) MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、IIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約の契約者が同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP転入手続きは、IIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とするSIMカードへの機能区分の変更の申込又はSIMカードの追加の申込と同時にを行う必要があります。
 - (iv) 契約者は、MNP転入手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該SIMカードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP予約番号の有効期限日の前日までに当該SIMカードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP予約番号の有効期限日に当該SIMカードを開通させるものとします。
- (8) 契約者は、当社が指定する貸与機器（SIMカード、その他当社が貸与機器として指定する物品をい

- す。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いたIIJmioモバイルプラスサービスの利用、及びIIJmioモバイルプラスサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。
- (9) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
- (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (10) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
- (i) IIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) SIMカードを削除した場合
 - (iii) 異なる機能区分のSIMカードへ変更した場合
 - (iv) 契約者自身によるマルチSIMカードの加工後に、SIMカードの再発行を行った場合
 - (v) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (11) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者は、SIMカードの引渡し後14日以内に当社に申し出ることにより交換を請求することができます。
- (12) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (13) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (14) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (15) 契約者は、当社に対し、亡失品(第10号及び第12号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (16) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (17) 契約者は、IIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
- (18) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもKDDIが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (19) IIJmioモバイルプラスサービスにおいては、第16条(利用の制限)及び第18条(利用の停止等)に定めるほか、IIJmioモバイルプラスサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (20) 青少年ネット環境整備法第15条の定めにより、利用者が青少年である場合、契約者は、当社が提供する「モバイルオプションi-フィルター for マルチデバイス」(同法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。)を別途契約しない限り、当該青少年である利用者に、IIJmioモバイルプラスサービスを利用させることはできません。ただし、当該利用者の保護者が「モバイルオプション i-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
- (21) 利用者が青少年である場合、IIJmioモバイルプラスサービスに関連性を有する移動無線機器を購入するに際して、契約者は、当社又は当社が指定する代理店が講ずる青少年有害情報フィルタリング有効化措置に従うものとします。ただし、当該利用者(利用者が契約者自身である場合も含みます。)の保護者が青少年有害フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
- (22) 同一mioIDにおいて契約可能な音声通話機能付きSIMカードの数には、当社の定める上限があるものとします。

3. 契約の内容を変更することができる事項(第13条関係)

IIJmioモバイルプラスサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる機能区分のSIMカードへの変更
- (2) SIMカードの数（前項第2号に掲げる数を上限とします。また、契約者が当社に対しMNPによる転出を通知した場合にあっては、該当電話番号に係る音声通話機能付きSIMカードの削除を請求したものとみなされます。）

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

- (1) IIJmioモバイルプラスサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 契約者が当社に対しMNPによる転出を通知した場合であって、特定の料金グループに所属するSIMカードの数が0となる場合、契約者は、当該料金グループに係るIIJmioモバイルプラスサービスについて解除の通知をしたものとみなされます。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmioモバイルプラスサービスは、音声通話機能付きSIMカードに係るIIJmioモバイルプラスサービスを除き、初期契約解除制度の対象ではありません。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項関係）

IIJmioモバイルプラスサービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (1) 貸与機器の回復に要する費用（別紙12第2項第12号関係）
SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとする）にあっては、一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。ただし、第2項第11号に定める初期不良による交換に該当する場合にあっては0円。
 - (i) SIMカード発行手数料として438円（本体価格406円）
 - (ii) SIMカード再発行手数料として2,160円（本体価格2,000円）
- (2) 亡失負担金（別紙12第2項第14号関係）
一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。
 - (i) SIMカード発行手数料として438円（本体価格406円）
 - (ii) SIMカード再発行手数料として2,160円（本体価格2,000円）
- (3) 異なる機能区分のSIMカードへの変更に要する費用（別紙12第3項第1号関係）
一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。
 - (i) SIMカード発行手数料として438円（本体価格406円）
 - (ii) SIMカード交換手数料として2,160円（本体価格2,000円）
- (4) 契約者による加工後におけるSIMカードの再発行に要する費用
契約者自身による加工後（契約者自身で加工することにより、SIMカードの大きさを、標準、micro又はnanoのいずれかにすることができます。）においてSIMカードの再発行を行う場合には、一SIMカードにつき次の各目に定める費用の合計。ただし、異なる機能区分のSIMカードへの変更と同時の場合にあっては0円。
 - (i) SIMカード発行手数料として438円（本体価格406円）
 - (ii) SIMカード再発行手数料として、2,160円（本体価格2,000円）
- (5) SIMカードの数の変更に関する費用（別紙12第3項(2)関係）
一SIMカードの追加につきSIMカード追加手数料として2,160円（本体価格2,000円）
SIMカードの削除にあっては0円
- (6) MNPによる転出に要する費用（別紙12第4項第2号関係）
一転出につきMNP転出手数料として3,240円（本体価格3,000円）

7. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmioモバイルプラスサービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

料金プラン	初期費用の額
-------	--------

エコプランミニマム	3,240円(本体価格3,000円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、SIMカード1枚あたり438円(本体価格406円)
エコプランスタンダード	3,240円(本体価格3,000円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、SIMカード1枚あたり438円(本体価格406円)

8. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmioモバイルプラスサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	バンドルクーポン 利用量	月額料金の額
エコプランミニマム	1GB以下	1枚まで540円(本体価格500円)
	1. 5GB以下	1枚まで648円(本体価格600円)
	2GB以下	1枚まで756円(本体価格700円)
	2. 5GB以下	1枚まで864円(本体価格800円)
	3GB以下	1枚まで972円(本体価格900円)
	-	上記の他、1枚の追加SIMカードを利用している場合、追加SIM利用料として432円(本体価格400円)
エコプランスタンダード	1GB以下	1枚まで540円(本体価格500円)
	1. 5GB以下	1枚まで648円(本体価格600円)
	2GB以下	1枚まで756円(本体価格700円)
	2. 5GB以下	1枚まで864円(本体価格800円)
	3GB以下	1枚まで972円(本体価格900円)
	3. 5GB以下	1枚まで1,080円(本体価格1,000円)
	4GB以下	1枚まで1,188円(本体価格1,100円)
	4. 5GB以下	1枚まで1,296円(本体価格1,200円)
	5GB以下	1枚まで1,404円(本体価格1,300円)
	5. 5GB以下	1枚まで1,512円(本体価格1,400円)
	6GB以下	1枚まで1,620円(本体価格1,500円)
	6. 5GB以下	1枚まで1,728円(本体価格1,600円)
	7GB以下	1枚まで1,836円(本体価格1,700円)
	-	上記の他、1枚の追加SIMカードを利用している場合、追加SIM利用料として432円(本体価格400円)

備考 (1) 第2項第11号に定める初期不良による交換に該当する場合、当該交換後のSIMカードが契約者に引き渡されるまでの料金は課金されません。

(2) バンドルクーポンは1GB単位で追加できるものとし、バンドルクーポン利用量の実績に応じて、0.5GBあたり108円(本体価格100円)が月額料金に加算されるものとします。

(3) バンドルクーポン利用量はSIMカード1枚あたり0.01GB単位での計算となり、0.01GB以下の端数は切り上げるものとします。

(2) SMS機能付きSIMカード利用料

細目	料金
SMS料金	KDDIが定める a u (L T E) 通信サービス契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額(国外への送信においては、消費税は課税されません)

備考 (1) SMS料金とは、SMSの利用に応じて支払を要する料金として定めるものです。

(2) SMS機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能の利用が可能な場合があります。

当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(3) 音声通話機能付きSIMカード利用料

細目	料金
基本料金（月額）	1SIMカードにつき756円(本体価格700円)
留守番電話利用料（月額）	1SIMカードにつき324円(本体価格300円)
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIMカードにつき216円(本体価格200円)
迷惑電話拒否機能利用料(月額)	1SIMカードにつき108円(本体価格100円)
通話定額利用料(月額)	1SIMカードにつき648円(本体価格600円)（注1） 又は 1SIMカードにつき896.4円(本体価格830円)（注2）
SMS料金	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款において通常通話に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）として定められた額と同額ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10.8円（本体価格10円）（注3）
通話料金（国際）	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款において a u 国際通話に係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません）ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信した場合には、30秒あたり10円（消費税は課税されません）（注3）（注4）
国際ローミング料金	KDDIが定める a u（L T E）通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません）

（注1） 1音声通話あたり3分以内（同一mioID間の音声通話にあつては、1音声通話あたり10分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注2） 1音声通話あたり10分以内（同一mioID間の音声通話にあつては、1音声通話あたり30分以内）の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に0037-691を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

（注3） 音声通話機能付きSIMカードの利用のために当社が発行した電話番号又はMNP転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信できない場合があります。

（注4） 当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

備考 (1) 基本料金（月額）は、契約者が指定した送付先に音声通話機能付きSIMカードが到着する日として当社が指定した日（以下、別紙12において「音声通話機能付きSIMカード利用開始日」といいます。）から発生します。

(2) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了（機能区分の変更、SIMカードの削除、MNPによる転出又はIIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

(3) 留守番電話、割り込み電話着信、迷惑電話拒否機能及び通話定額の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話拒否機能オプション及び通話定額オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。

(4) 留守番電話利用料（月額）、割り込み電話着信利用料（月額）及び迷惑電話拒否機能利用料

(月額)は、留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション及び迷惑電話拒否機能オプションの利用開始日(当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)から発生します。通話定額利用料(月額)にあつては、通話定額オプションの利用開始日(通話定額オプションの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において、通話定額利用料(月額)の額として定める金額とします。

(5) 留守番電話オプション、割り込み電話着信オプション、迷惑電話拒否機能オプション及び通話定額利用料オプションの利用の終了に係る日(契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。)の属する月の留守番電話利用料(月額)、割り込み電話着信利用料(月額)、迷惑電話拒否機能利用料(月額)及び通話定額利用料(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中においてそれぞれの料金の額として定める金額とします。

(6) SMS料金、通話料金(国内)、通話料金(国際)及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金(月額)留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(7) 契約者の通話回数及び通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はIIJmioモバイルプラスサービスの利用を停止することがあります。

(8) 通話先電話番号の前に0037-691を付加して発信する場合であつて、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。

(9) 次の各目のいずれにも該当する場合の通話料金(国内)は、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において定める通話料金(国内)の金額から2割を減じた額とします。

(i) 同一mioIDにおいて、IIJmioモバイルプラスサービス又はIIJmioモバイルサービスに係る2以上の音声通話機能付きSIMカードを利用している場合

(ii) 前目の音声通話機能付きSIMカード間での音声通話(日本国内から発信する場合に限ります。)

(10) 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいづれであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(11) 通話料金(国内)及び通話料金(国際)は、基本料金(月額)より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(12) 電報サービスその他音声通話機能に付帯してKDDIが利用可能としているサービスを利用した場合、KDDIが定めるau(LTE)通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(4) ユニバーサルサービス料 2.16円(本体価格2円)/1電話番号

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであつて当社が貸与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきKDDIが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにwebサイト上で通知を行うものとします。

9. 料金の調定(第25条関係)

IIJmioモバイルプラスサービスにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

料金プラン	最低利用期間内解除調定金の額
エコプランミニマム	当該最低利用期間に対応する月額料金(前項第1号関係)の額とします。
エコプランスタンダード	当該最低利用期間に対応する月額料金(前項第1号関係)の額とします。

10. 音声通話機能付きSIMカード利用の終了の場合の調定金

- (1) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードの利用の終了があった場合は、次号が定める方法により算出した音声通話機能解除調定金を支払うものとします。ただし、音声通話機能付きSIMカードをSMS機能付きSIMカードに変更した場合を除きます。
- (2) 音声通話機能解除調定金の額は、次の計算式により算出した額とします。
 - (i) $(12\text{ヶ月}-\text{利用月数(音声通話機能付きSIMカード利用開始日の属する月を0と起算します)}) \times 1,000\text{円}$ (消費税は課税されません。)

11. 利用不能の場合における料金の調定（第26条第2項関係）

IIJmioモバイルプラスサービスにおいては、IIJmioモバイルプラスサービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第26条(利用不能の場合における料金の調定)第1項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

12. 保証の限定（第36条関係）

IIJmioモバイルプラスサービスは、KDDIが提供するKDDIの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他KDDIの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、IIJmioモバイルプラスサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙13 IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）において定める事項

1. 期間

- (1) IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の最低利用期間は、ありません。
- (2) IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の初年度の契約期間は、当該サービスの課金開始日の属する月を1と起算して11ヶ月後の月末（以下「初年度契約期間満了日」といいます。）までとします。
- (3) 初年度契約期間満了日以降にIIJmio IoTサービス（いちねんプラン）が更新された場合の契約期間は、初年度契約期間満了日の翌日から起算して1年後までとし、以降更新される場合も同じとします。以下、毎年の契約期間満了日の翌日を「契約更新日」といいます。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者は、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）を契約期間満了日以降更新するかどうかについての意思を、当社の指定する期日までに、当社の定める方法により指定するものとします。
- (2) 契約者は、当社に対し、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）に係るIIJmioサービスの利用に関し、初期費用及び年額料金を支払うものとします。年額料金については、次の定めが適用されるものとします。
 - (i) 初年度の年額料金の対象期間は、課金開始日の属する月を1と起算して11ヶ月後の月末までの期間とします。当該年額料金の支払義務は、課金開始日が確定した時点で発生するものとします。
 - (ii) 初年度契約期間満了日以降の年額料金の対象期間は、毎年、契約更新日から起算して1年後までの期間とします。当該年額料金の支払義務は、毎年、契約更新日に発生するものとします。
 - (iii) 第18条(利用の停止等)の規定によりIIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の提供が停止又は制限された場合の年額料金の額の算出については、当該停止又は制限された期間も当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
- (3) 契約者がIIJmio IoTサービス（いちねんプラン）において使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してIIJmio IoTサービス（いちねんプラン）を利用することはできません。
- (4) IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (5) 契約者は、当社が指定するSIMカード以外の通信手段を用いたIIJmio IoTサービス（いちねんプラン）

の利用、及びIIJmio IoTサービス（いちねんプラン）において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

- (6) 契約者は、当社が貸与するSIMカードにつき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊その他SIMカードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外でSIMカードを使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (7) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者は、SIMカードの引渡し後14日以内に当社に申し出ることにより交換を請求することができます。
- (8) 契約者は、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）に係るIIJmioサービス契約において当社から提供を受けた役務、SIMカード、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含まれます。以下同じとします。）してはならないものとします。
- (9) IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）においては、第16条（利用の制限）及び第18条（利用の停止等）に定めるほか、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (10) IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の移動無線通信網に接続する端末設備は、法令に適合している必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する法令遵守についての確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
- (11) 青少年ネット環境整備法第15条の定めにより、利用者が青少年である場合、契約者は、当社が提供する「モバイルオプション i-フィルター for マルチデバイス」（同法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。）を別途契約しない限り、当該青少年である利用者に、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）を利用させることはできません。ただし、当該利用者の保護者が「モバイルオプションi-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
- (12) 利用者が青少年である場合、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）に関連性を有するIoT機器を購入するに際して、契約者は、当社が講ずる青少年有害情報フィルタリング有効化措置に従うものとします。ただし、当該利用者（利用者が契約者自身である場合も含まれます。）の保護者が青少年有害フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）において、契約内容の変更を請求することができる事項は、ありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）に係るIIJmioサービス契約は、契約期間中解除することはできません。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）は、初期契約解除制度の対象です。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項関係）

- (1) IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）においては、初期費用、年額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。
 - (i) SIMカード発行手数料216円（本体価格200円）
 - (ii) SIMカード再発行手数料2,160円（本体価格2,000円）
- (2) 次に該当する場合、前号に定める料金の合計が発生するものとします。
 - (i) SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとします。ただし、第2項第7号に定める初期不良による交換に該当する場合を除きます。）

- (ii) SIMカードを亡失した場合
- (iii) 契約者自身によるSIMカードの加工後において再発行を行う場合（SIMカードは、契約者自身で加工することにより、SIMカードの大きさを、標準、micro又はnanoのいずれかにすることができます。）

7. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

サービス名	初期費用の額
IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）	648円(本体価格600円) 上記の他、SIMカード発行手数料として、216円（本体価格200円）

8. 月額料金及び年額料金の額（第24条及び第33条関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）の月額費用及び年額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

サービス名	年額料金の額
IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）	2,592円(本体価格2,400円)

- 備考** (1) 当社は、契約期間中、毎月の初日（課金開始月は、課金開始日とします。）に、当月に限り有効な100MBのバンドルクーポンを割り当てるものとします。
 (2) バンドルクーポン消費後は、データ通信を行うことはできません。ただし、追加クーポンを利用した場合にはこの限りではありません。
 (3) 第2項第7号に定める初期不良による交換に該当する場合、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）における課金開始日は、当該交換後のSIMカードが契約者に引き渡される日まで延長されません。

(2) 追加クーポン利用料金

サービス名	月額料金の額
IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）	100MBにつき216円(本体価格200円)

- 備考** (1) 追加クーポンは、100MBを1単位とし、1ヶ月あたりの利用可能数の上限は30とします。
 (2) 追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヶ月後の月末までの期間において有効とします。

(3) IIJmioクーポンカード利用料金

細目	料金
IIJmioクーポンカード利用料金	当社が指定する代理店において示す金額

- 備考** 契約者は、当社が別途提供する前払い式のIIJmioクーポンカード（電磁的方法により提供されるものを含みます。）を購入することにより、当該カードに記載された容量のクーポンを利用することができます。

9. 利用不能の場合における料金の調定（第26条第2項関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）においては、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）が全く利用できない状態がSIMカードの故障によるものである場合は、当該SIMカードの故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第26条(利用不能の場合における料金の調定)第1項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

10. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）は、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻射したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、IIJmio IoTサービス（いちねんプラン）は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙14 IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）において定める事項

1. 最低利用期間

- (1) IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）の最低利用期間は、課金開始日から課金開始日の属する月の翌月末日までの期間とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 契約者がIIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）において使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してIIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）を利用することはできません。
- (2) IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (3) 契約者は、当社が指定するSIMカード以外の通信手段を用いたIIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）の利用、及びIIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
- (4) 契約者は、当社が貸与するSIMカードにつき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊その他SIMカードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外でSIMカードを使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (5) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者は、SIMカードの引渡し後14日以内に当社に申し出るにより交換を請求することができます。
- (6) 契約者は、IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）に係るIIJmioサービス契約において当社から提供を受けた役務、SIMカード、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含まれます。以下同じとします。）してはならないものとします。
- (7) IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）においては、第16条（利用の制限）及び第18条（利用の停止等）に定めるほか、IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）の品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (8) IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）の移動無線通信網に接続する端末設備は、法令に適合している必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する法令遵守についての確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
- (9) 青少年ネット環境整備法第15条の定めにより、利用者が青少年である場合、契約者は、当社が提供する「モバイルオプション i-フィルター for マルチデバイス」（同法に定める青少年有害情報フィルタリングサービスに該当します。）を別途契約しない限り、当該青少年である利用者に、IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）を利用させることはできません。ただし、当該利用者の保護者が「モバイルオプションi-フィルター for マルチデバイス」を利用しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。
- (10) 利用者が青少年である場合、IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）に関連性を有するIoT機器を購入するに際して、契約者は、当社が講ずる青少年有害情報フィルタリング有効化措置に従うものとします。ただし、当該利用者（利用者が契約者自身である場合も含まれます。）の保護者が青少年有害フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を当社に申し出、当社にて確認した場合にはこの限りではありません。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）において、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる料金プランへの変更（暦月単位でのみ変更を行うことができます。）

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）において、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）は、初期契約解除制度の対象ではありません。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項関係）

(1) IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）においては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (i) SIMカード発行手数料216円（本体価格200円）
- (ii) SIMカード再発行手数料2,160円（本体価格2,000円）

(2) 次に該当する場合、前号に定める料金の合計が発生するものとします。

- (i) SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとします。ただし、第2項第7号に定める初期不良による交換に該当する場合を除きます。）
- (ii) SIMカードを亡失した場合
- (iii) 契約者自身によるSIMカードの加工後において再発行を行う場合（SIMカードは、契約者自身で加工することにより、SIMカードの大きさを、標準、micro又はnanoのいずれかにすることができます。）

7. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）の初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

料金プラン	初期費用の額
上り高速プランS	3,240円（本体価格3,000円） 上記の他、SIMカード発行手数料として、216円（本体価格200円）
上り高速プランM	3,240円（本体価格3,000円） 上記の他、SIMカード発行手数料として、216円（本体価格200円）
上り高速プランL	3,240円（本体価格3,000円） 上記の他、SIMカード発行手数料として、216円（本体価格200円）

8. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）の月額費用の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

料金プラン	月額料金の額
上り高速プランS	734円（本体価格680円）
上り高速プランM	1,296円（本体価格1,200円）
上り高速プランL	2,354円（本体価格2,180円）

備考 (1) 当社は、毎月の初日（課金開始月は、課金開始日とします。）に、当月に限り有効なバンドルクーポン（料金プランによって容量が異なります。また、課金開始月のバンドルクーポン容量は、課金開始日から課金開始日の属する月の末日までの期間に応じた容量とします。）を割り当てるものとします。

(2) バンドルクーポン消費後は、上り通信に速度制限がかかります。ただし、次号に定める追加クーポン又は第3号に定めるIIJmioクーポンカードをご利用いただいた場合、当該速度制限は解除されます。

(3) 第2項第5号に定める初期不良による交換に該当する場合、当該交換後のSIMカードが契約者に引き渡されるまでの料金は課金されません。

(2) 追加クーポン利用料金

料金プラン	月額料金の額
上り高速プランS	100MBにつき216円（本体価格200円）
上り高速プランM	100MBにつき216円（本体価格200円）

上り高速プランL	100MBにつき216円(本体価格200円)
----------	------------------------

- 備考** (1) 追加クーポンは、100MBを1単位とし、1ヶ月あたりの利用可能数の上限は30とします。
(2) 追加クーポンは、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヶ月後の月末までの期間において有効とします。

(3) IIJmioクーポンカード利用料金

細目	料金
IIJmioクーポンカード利用料金	当社が指定する代理店において示す金額

備考 契約者は、当社が別途提供する前払い式のIIJmioクーポンカード（電磁的方法により提供されるものを含みます。）を購入することにより、当該カードに記載された容量のクーポンを利用することができます。

9. 利用不能の場合における料金の調定（第26条第2項関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）においては、IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）が全く利用できない状態がSIMカードの故障によるものである場合は、当該SIMカードの故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第26条(利用不能の場合における料金の調定)第1項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

10. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）は、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、IIJmio IoTサービス（上り高速プランS/M/L）は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙15 通信販売サービスにおいて定める事項

1. 適用範囲

別紙15は、当社が販売する物品を購入することができるサービスについて適用されます。ただし、別紙11に定める移動無線機器の購入においては、別紙11の定めが適用されるものとします。

2. 最低利用期間

通信販売サービスの最低利用期間は、ありません。

3. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) 通信販売サービスを利用することができるのは、当社が実際に物品を販売している場合に限りです。
- (2) 通信販売サービスを利用しているだけの状態においては、契約者の購入義務又は当社の販売義務は生じません。物品の販売は、個別の物品毎に、契約者が所定の手続で申し込み、当社が承諾することにより成立する個別の売買契約（以下「個別売買契約」といいます。）に基づいて行われます。
- (3) 個別売買契約が成立した後、契約者は、当該契約を解除することはできません。ただし、物品毎に定める事由がある場合には、この限りではありません。
- (4) 物品の引渡しについては、当社が定める手段によって送付することにより行います。当社は、個別売買契約成立後、7日以内に物品が到達するよう努めるものとしますが、配送地域等の関係上、遅延する場合があります。
- (5) 引き渡された物品の交換は、以下の場合のみに可能です。
 - (i) 初期不良に該当する問題点が存在する場合であって、物品の引渡し後7日以内に契約者が当社に申し出た場合
 - (ii) 前記のほか、物品毎に定める事由に該当する場合
- (6) 物品の修理及び修理の受付先は、物品毎に別途定めた場合を除き、物品に付帯する製造者の保証書に

記載された条件によるものとします。

4. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

通信販売サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

5. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

通信販売サービスに係るIIJmioサービス契約において、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日（当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日がこれより遅い場合には、当該指定した日）とします。ただし、当該解除の効力は、既に成立した個別売買契約の効力には影響せず、また、代金決済が完了していない個別売買契約がある場合には、通信販売サービスに係るIIJmioサービス契約の解除はできません。

6. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

通信販売サービスは、初期契約解除制度の対象ではありません。

7. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項、第23条、第24条関係）

通信販売サービスに係るIIJmioサービス契約を締結しているのみでは、契約者が負担すべき料金は発生しません。個別売買契約が成立した場合、契約者は、当該物品毎に定める額を当社が指定する方法による支払う義務が生じます。それらの額は、売買契約締結過程において、電磁的方法により契約者に示されるものとします。

8. 保証の限定（第36条関係）

通信販売サービスにおいては、第3項第6号に基づく製造者の保証書に定める以外の一切の保証を行いません。

別紙16 モバイルオプションにおいて定める事項

1. 最低利用期間

モバイルオプションの最低利用期間はありません。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) モバイルオプションを利用するには、同一mioIDにおいて、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービスを契約している必要があります。ただし、料金プラン区分をケータイプランとするIIJmioモバイルサービスにあつては、別途、追加クーポン（IIJmioクーポンカードによる追加クーポンを含みます。）の利用の申し込みを行う必要があります。
- (2) モバイルオプションを利用するには、モバイルオプションの対象となる他社の特定サービスに関して他社が定める条件（電磁的方法により契約者に示されるものとします。）に同意し、かつ遵守するものとします。
- (3) モバイルオプションに係るIIJmioサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。
- (4) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションを利用する場合、以下の条件が適用されるものとします。
 - (i) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションの対象端末は、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスにおいて提供するSIMカードが挿入された端末、かつ、当社が別途定める方法により事前に保証端末として登録された端末（以下「本端末」といいます。）に限るものとします。
 - (ii) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションの利用の申込は、本端末に挿入するSIMカードを提供するIIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービスの利用の申込と同時に必要があります。
 - (iii) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションにおける補償対象外事項は、IIJmioサービスのwebサイト上に掲示するものとします。
 - (iv) 契約者は、本端末に故障等が生じたときは、当該故障が発生から7日以内に、当社が定める方法に

よりその旨を当社に通知するものとします。

(v) 前目の通知を受けた場合、当社は契約者に対し、故障が生じた本端末（以下「故障端末」といいます。）の状態に応じ、品目をつながる端末保証とするモバイルオプションの対応について、修理（製造者の保証の内容に準拠した修理とします。以下同じとします。）又は故障端末と同等の端末（OS、CPU、画面サイズ、RAM、ROM等の情報から、当社が故障端末と同等であると判断した端末をいいます。以下「交換端末」といいます。）への交換のいずれかを指定するものとします。なお、当社が修理を指定した場合であって、純正品による修理が不可能であるか又は純正品以外の部品を使った場合に廉価で修理可能になる場合、当社は、純正品以外の部品を使用することができるものとします。この場合、当社は、一般的に妥当と認められる水準で修理を行うものとします。

(vi) 前目の指定を受けた後、契約者は、当社の指示に従い故障端末に係る設定を行った後、当該故障端末を当社が指定する期日までに、当社が指定する送付先に送付又は当社が定める窓口で持参するものとします。当社が指定する期日までに故障端末の送達を確認できない場合、故障端末の修理又は交換要求は取り下げられたものとみなします。また、故障端末は、故障端末が当社に到着した時点で、契約者が所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

(vii) 第v目の対応において、当社が交換を指定した場合にあっては、当社は、交換端末を契約者が指定した送付先に送付又は当社が定める窓口で契約者に引き渡すものとします。契約者が交換端末を受領し、交換端末に故障がないことを確認した場合、契約者は当社に対し、端末交換負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

(viii) 前目に定める交換端末に故障がある場合、交換端末を送付により受領した場合にあっては交換端末の到着から2日以内に、当社が定める窓口で交換端末を受領した場合にあってはその場で当社に通知するものとします。当該通知を受け、当社が交換端末に故障があると判断した場合、当社は、新たな交換端末を契約者の指定した送付先に送付又は当社が定める窓口で契約者に引き渡すものとします。故障のある交換端末は、当社が指定する期日までに当社が指定する送付先に返送又は当社が定める窓口で返却するものとし、当該期日までに返送又は返却が確認できない場合、契約者は当社に対し、交換品未返却時違約金として当社が定める金額を支払うものとします。

(ix) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションにより利用できる修理又は交換の上限回数は、品目をつながる端末保証とするモバイルオプションの利用開始日を起算日として、過去1年間に2回とします。

(x) 当社は、当社又は当社が指定する配送業者の責めに帰すべき事由によらず、修理した端末又は交換端末の配送が完了しない場合（当社が発送した日から7日以内に該当する端末を契約者が受領しない場合）は、当社は、契約者へ修理又は交換を実施したものとみなします（前目に定める品目をつながる端末保証とするモバイルオプションにより利用できる交換端末数の算定に含まれるものとします。）。なお、契約者が受領しないことから、当社に返送された端末は、返送された日から30日を経過する日をもって契約者は所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

(xi) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションの補償上限金額は、一修理又は一交換あたり50,000円（消費税は課税されません）とし、補償上限金額を超える修理又は交換の費用は契約者の負担とします。補償上限金額を超える修理又は交換が必要な場合にあっては、当社は契約者に対し、当該修理又は交換の事由を通知するとともに、当該修理又は交換を実施するか否かの意思を確認するものとします。なお、当該確認に際して、契約者が当社に対し、修理又は交換を実施しない旨の意思を表示した場合であっても、第ix目に定める修理又は交換が一回行われたものとして取り扱います。

(xii) 契約者は、第v目に定める修理又は交換の指定を受けた場合、当社が別途定める範囲において、当社指定の貸出端末を利用することができます。契約者は、貸出端末の利用期間終了後、当社が定める期日までに貸出端末を当社が指定する送付先に送付するものとします。貸出端末が当該期日までに当社に到着しない場合、当社は契約者に対し、貸出機未返却時違約金として、貸出端末の対価を請求するものとします。

(xiii) 品目をつながる端末保証とするモバイルオプションの保証対象期間は、当該オプションの利用の申込から当該オプションの利用の停止の日までとします。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

モバイルオプションにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

(1) モバイルオプションにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の

末日に生じるものとします。

- (2) 第2項第1号に定めるIIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約が解除された場合には、当該契約に対応するモバイルオプションに係るIIJmioサービス契約は同日に解除されるものとします。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

モバイルオプションは、初期契約解除制度の対象ではありません。ただし、IIJmioモバイルサービス及びIIJmioモバイルプラスサービスに係るIIJmioサービス契約が初期契約解除制度により解除された場合であって、解除の対象となる音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードが所属する料金グループのSIMカードの数が0となったとき、当該契約に対応するモバイルオプションに係るIIJmioサービス契約は同日に解除されるものとします。

6. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項関係）

品目をつながる端末保証とするモバイルオプションにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。いずれの費用も、当社が定める方法により、当社が定める者に支払うものとします。

(1) 端末交換負担金（別紙16第2項第4号第vii目関係）

利用回数	端末交換負担金の額
1回目	4,320円（本体価格4,000円）
2回目	8,640円（本体価格8,000円）

(2) 交換品未返却時違約金（別紙16第2項第4号第viii目関係）

交換品未返却時違約金の額は、交換端末の対価と同額とします。

(3) 貸出機未返却時違約金（別紙16第2項第4号xii目関係）

貸出機未返却時違約金の額は、貸出端末の対価と同額とします。

(4) 端末配送料（別紙16第2項第4号第viii目関係及び第xii目関係）

交換端末及び貸出端末の配送に係る当社から契約者への送料は、契約者の負担とします。

7. 初期費用の額（第23条関係）

モバイルオプションの初期費用の額は、0円とします。

8. 月額料金の額（第24条関係）

モバイルオプションの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 通常料金

品目	月額料金の額
ウイルスバスター モバイル 月額版	270円(本体価格250円)
クラウドバックアップ AOS Cloud	540円(本体価格500円)
Smart・Checker (MyPermissions)	378円(本体価格350円)
i-フィルター for マルチデバイス	389円(本体価格360円)
トビラフォンモバイル	324円(本体価格300円)
タブホ (タブレット使い放題)	540円(本体価格500円)
SMART USEN	529円(本体価格490円)
music.jp	432円(本体価格400円)(注)
つながる端末保証	540円(本体価格500円)
日経ビジネスDigital	1,728円(本体価格1,600円)
スマホの操作サポート	540円(本体価格500円)
マカフィー モバイル セキュリティ	270円(本体価格250円)
ローチケHMVプレミアム	540円(本体価格500円)

取り放題.jp&グルメギフト得々オプション	756円(本体価格700円)
スマート留守電	313円(本体価格290円)
IIJmio WiFi by エコネクト	390円(本体価格362円)

(注) music.jpにおいて利用可能な472ポイント分の利用料となります。ポイントの扱いは株式会社エムティーアイが定めるmusic.jp規約によるものとします。

備考 (1) モバイルオプションの月額料金は、モバイルオプションの利用開始日（モバイルオプションの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービス利用の申込と同時にモバイルオプションの利用の申込を行う場合にあっては、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスの利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。）の属する月から発生します。

(2) 前項にかかわらず、各品目において最初に申し込むモバイルオプションの月額料金は、モバイルオプションの利用開始日の属する月の翌々月から発生します。ただし、「スマホの操作サポート」は除きます。

(3) モバイルオプションの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月のモバイルオプション月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(4) 別紙8の3.(5)に定める料金グループの集約において、変更元料金グループのモバイルオプションを変更先料金グループのモバイルオプションとして利用することはできません。

(2) パック料金

パック名	パック内容	月額料金の額
みまもりパック	ウイルスバスター モバイル 月額版	540円(本体価格500円)
	i-フィルター for マルチデバイス	
迷惑防止パック	ウイルスバスター モバイル 月額版	540円(本体価格500円)
	トビラフォンモバイル	

備考 (1) モバイルオプションは、一の品目毎に利用の申込をする他、当社が定めるパッケージ（以下、「オプションパック」といいます。）毎に利用の申込をすることができます。オプションパックの内容は上記パック料金の表中においてパック名及びパック内容に定めるとおりとします。

(2) オプションパックの月額料金は、オプションパックの利用開始日（オプションパックの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービス利用の申込と同時にオプションパックの利用の申込を行う場合にあっては、IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスの利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。）の属する月から発生します。ただし、各品目において最初に申し込むモバイルオプションパックについてのみ、オプションパックの利用開始日の属する月の翌々月から発生します。

(3) オプションパックの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月のオプションパックの月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(4) 別紙8の3.(5)に定める料金グループの集約において、変更元料金グループのモバイルオプションを変更先料金グループのモバイルオプションとして利用することはできません。

(3) 従量料金

品目	従量料金の額
music.jp	1ポイント1円（税別）

備考 (1) music.jpにおいて、472ポイントを超える利用があった場合、1ポイントあたり1円の従量料金が発生します。

(2) 従量料金の利用可能額は、1ヶ月あたり10,000円（税別）とし、同金額に達した時点で、従量料金が発生するモバイルオプションは、同月中利用できません。

9. 保証の限定（第36条関係）

(1) モバイルオプションは、他社が定める特定のサービスの利用手段（ライセンスキー等）を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定サービスの利用上の不具

合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は利用の結果について、一切の保証を行いません。

- (2) 前号の他、「SMART USEN」にあっては、その直接提供者は株式会社USENであり、当社は、同社への申込、同社による料金請求及び同社への料金支払の代行を行うものであることから、当社は、前号に定める事項の他、提供の有無についての責任も負いません。
- (3) 第1号の他、「music.jp」にあっては、その直接提供者は株式会社エムティーアイであり、当社は、同社への申込、同社による料金請求及び同社への料金支払の代行を行うものであることから、当社は第1号に定める事項の他、提供の有無についての責任も負いません。

別紙17 IIJmioアシストオプションにおいて定める事項

1. 最低利用期間

IIJmioアシストオプションの最低利用期間は、課金開始日から起算して12ヶ月又は24ヶ月とします。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) IIJmioアシストオプション利用の申込は、当社が指定する代理店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出すること（電磁的方法による場合を含みます。）により行うものとします。
- (2) IIJmioアシストオプションを利用するには、当社が指定する代理店において、機能区分を音声通話機能又は音声通話専用機能とするIIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス（当該IIJmioモバイルサービスにおいて提供される音声通話機能付きSIMカード又は音声通話機能専用SIMカードを、以下「IIJmioアシストオプション対象SIMカード」といいます。）の新規申込を行うと同時に、当該代理店から移動無線機器（当社が指定する機器とします。SIMカードを含みません。）を購入する必要があります。
- (3) IIJmioアシストオプションに係るIIJmioサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。

3. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmioアシストオプションにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第21条第1項関係）

- (1) IIJmioアシストオプションにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) IIJmioアシストオプションに係るIIJmioサービス契約は、IIJmioアシストオプションの最低利用期間満了日をもって自動的に解除されるものとします。
- (3) 第2項第2号に定めるIIJmioモバイルサービスに係るIIJmioサービス契約が解除された場合又は当該契約における音声通話機能付SIMカードの利用の終了（機能区分の変更又はSIMカードの削除、いずれによる場合を含みます。）には、当該契約に対応するIIJmioアシストオプションに係るIIJmioサービス契約は同日に解除されるものとします。

5. 初期契約解除制度の適用（第21条第4項関係）

IIJmioアシストオプションは、初期契約解除制度の対象ではありません。ただし、IIJmioアシストオプション対象SIMカードが初期契約解除制度により削除された場合、当該SIMカードに対応するIIJmioアシストオプションに係るIIJmioサービス契約は同日に解除されるものとします。

6. 初期費用の額（第23条関係）

IIJmioアシストオプションの初期費用の額は、0円とします。

7. 月額料金の額（第24条関係）

IIJmioアシストオプションの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

品目	月額料金の額
IIJmioアシストオプション500	540円（本体価格500円）
IIJmioアシストオプション1000	1,080円（本体価格1,000円）
IIJmioアシストオプション1500	1,620円（本体価格1,500円）
IIJmioアシストオプション2000	2,160円（本体価格2,000円）
IIJmioアシストオプション2500	2,700円（本体価格2,500円）
IIJmioアシストオプション3000	3,240円（本体価格3,000円）
IIJmioアシストオプション3500	3,780円（本体価格3,500円）
IIJmioアシストオプション4000	4,320円（本体価格4,000円）
IIJmioアシストオプション4500	4,860円（本体価格4,500円）
IIJmioアシストオプション5000	5,400円（本体価格5,000円）

備考 IIJmioアシストオプションに係るIIJmioサービス契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

別紙18 IIJmio海外トラベルSIMサービス

1. サービスの提供区域（第5条関係）

IIJmio海外トラベルSIMサービスの提供区域は、日本国外で当社が別途定める地域とします。

2. 最低利用期間

IIJmio海外トラベルSIMサービスの最低利用期間は、ありません。

3. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第12条第2項関係）

- (1) IIJmio海外トラベルSIMサービスの利用にあたっては、当社又は当社が指定する代理店から当社が指定するSIMカードを購入する必要があります。
- (2) IIJmio海外トラベルSIMサービスを利用するには、一のSIMカードにつき、一の「スタートパック」を購入する必要があります。「スタートパック」の購入の上限は、一のSIMカードにつき1とします。
- (3) 「リチャージ」に係るIIJmio海外トラベルSIMサービスを利用するには、一のSIMカードにつき、一の「スタートパック」を購入している必要があります。「リチャージ」の購入の上限は、次のとおりです。
 - (i) 「スタートパック」を購入した日の属する月にあつては、9
 - (ii) 前目以外の月にあつては、10
- (4) IIJmio海外トラベルSIMサービスにおいて提供するSIMカードは、次に掲げる日のうちいずれか遅い日を起算日として1年間利用できるものとします。
 - (i) 当社から第1号に定めるSIMカードを購入した場合にあつては、契約者が指定した送付先に当該SIMカードが到着した日
 - (ii) 当社が指定する代理店から第1号に定めるSIMカードを購入した場合にあつては、契約者が当該SIMカードの開通手続きを完了した日
 - (iii) 前各目にかかわらず、契約者が「スタートパック」を購入した場合にあつては、当該「スタートパック」を購入した日
 - (iv) 前各目にかかわらず、契約者が「リチャージ」を購入した場合にあつては、当該「リチャージ」を購入した日（「リチャージ」を複数購入した場合にあつては、最後に「リチャージ」を購入した日）
- (5) 契約者がIIJmio海外トラベルSIMサービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してIIJmio海外トラベルSIMサービスを利用することはできません。
- (6) IIJmio海外トラベルSIMサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (7) 契約者は、IIJmio海外トラベルSIMサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。

- (8) 契約者は、当社が提供するSIMカードにつき、次の事項を遵守するものとします。
- (i) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊そのSIMカードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (9) SIMカードを亡失、破損した場合に代替品は提供されません。
- (10) SIMカードについて、初期不良に該当する問題点が存在する場合には、契約者は、SIMカードの引渡し後14日以内に当社に申し出ることにより交換を請求することができます。
- (11) IIJmio海外トラベルSIMサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、契約者が利用する国の法令上、利用が許容される端末設備である必要があります。
- (12) 契約者は、IIJmio海外トラベルSIMサービス指定通信事業者の定めるサービス運用基準に従って、IIJmio海外トラベルSIMサービスを利用するものとします。契約者が当該基準に抵触する態様においてIIJmio海外トラベルSIMサービスを利用したとき、当社は、IIJmio海外トラベルSIMサービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。
- (13) IIJmio海外トラベルSIMサービス指定通信事業者や契約者が利用する国の定めにより、VoIP、VPNその他特定の用途に利用できない可能性があり、契約者はそれを予め承諾するものとします。
- (14) IIJmio海外トラベルSIMサービス指定通信事業者の定める事由（サービス内容及び提供設備等の変更、改良、修補等を含みこれに限られません。）により、当社は、IIJmio海外トラベルSIMサービスの全部又は一部を変更、停止又は廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、当社が知得した範囲において当該変更、停止又は廃止の通知に努めるものとします。

4. 契約の内容を変更することができる事項（第13条関係）

IIJmio海外トラベルSIMサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

5. IIJmioサービスの種類毎に定める料金（第22条第1項、第23条、第24条関係）

- (1) 登録手数料
一SIMカードにつき3,240円(本体価格3,000円)
- (2) スタートパック

細目	料金
スタートパック（データ）	一SIMカードにつき3,850円（消費税は課税されません。）
スタートパック（音声付き）	一SIMカードにつき4,600円（消費税は課税されません。）

(3) リチャージ

細目	料金
リチャージ データ100	一リチャージにつき800円（消費税は課税されません。）
リチャージ データ500	一リチャージにつき3,850円（消費税は課税されません。）
リチャージ 音声付き100	一リチャージにつき1,000円（消費税は課税されません。）
リチャージ 音声付き500	一リチャージにつき4,600円（消費税は課税されません。）

6. 保証の限定（第36条関係）

IIJmio海外トラベルSIMサービスは、IIJmio海外トラベルSIMサービス指定通信事業者が提供するUMTS/GSM通信ネットワークに係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合に又はその他、IIJmio海外トラベルSIMサービス指定通信事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、IIJmio海外トラベルSIMサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙19 割引金額の適用

月額料金の割引

割引となる事由	割引金額
一のIIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスと一のIIJmioひかりを同時に利用している場合	料金プランをファミリーとする一のIIJmioひかりの月額料金(基本料金)を4,708円(本体価格4,360円)及び料金プランをマンションとする一のIIJmioひかりの月額料金(基本料金)を3,628円(本体価格3,360円)とする。

- 備考**
- (1) 割引金額は、契約者が割引となる事由に該当している期間のみ適用されるものとします。
 - (2) 一のIIJmioサービスが、複数の割引となる事由に該当する場合には、割引金額が最大である割引となる事由に係る割引金額のみが適用されるものとします。
 - (3) 割引となる事由への該当、割引となる事由の解消その他割引金額の取扱いに変更が生ずる日が暦月の初日以外の日である場合には、当該日の属する月の割引金額は、当該月における各々の割引金額の適用があった期間に対応して算出されるものとします。
 - (4) IIJmioモバイルサービス又はIIJmioモバイルプラスサービスについては、同サービスの利用開始日(同サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)をもって同サービスの利用が開始されているものとして取り扱うこととします。ただし、同サービスの課金開始日までに同サービスに係るIIJmioサービス契約が解除された場合は、利用開始日以降の日においても同サービスの利用がなかったものとして取り扱うものとします。

